

厚生労働省 行政事業レビュー

(公開プロセス)

平成29年6月14日(水)

会場：中央合同庁舎第5号館(専用第14会議室)



厚生労働省 行政事業レビュー(公開プロセス)

平成29年6月14日(水)

(09:00~12:10)

会場: 中央合同庁舎第5号館(12階専用第14会議室)

1. 議事(対象事業)

開催日	時間	対象事業
6月14日 (水)	09:00~10:00	看護師の特定行為に係る研修機関支援事業
	10:00~11:00	都道府県がん対策推進事業
	11:10~12:10	年金関係文書等保管事業

2. 外部有識者

井出 健二郎 和光大学経済経営学部教授

伊藤 伸 政策シンクタンク構想日本 総括ディレクター

大屋 雄裕 慶應義塾大学法学部教授

栗原 美津枝 (株)日本政策投資銀行常勤監査役

増田 正志 公認会計士

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所教授

平成29年度行政事業レビューシート (厚生労働省)									
事業名	看護師の特定行為に係る研修機関支援事業			担当部局庁	医政局			作成責任者	
事業開始年度	平成26年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	看護課			課長：島田 陽子	
会計区分	一般会計								
根拠法令(具体的な条項も記載)	-			関係する計画、通知等	-				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、医療ニーズが高まる中で今後の在宅等で医療を支えるため、医師等の指示の下、手順書に基づき、特定行為(診療の補助の一部)を行う看護師を養成することが必要不可欠である。このため看護師の特定行為研修制度が平成27年10月に施行された。本研修修了者を2025年に向け10万人養成するために、本研修の実施施設(指定研修機関)を確保すること(目標:約300施設)が喫緊の課題である。本事業は、指定研修機関の指定申請に係る準備及び指定研修機関の運営に係る支援を行うとともに、研修の質を担保するために指導者(目標:指導者講習会修了者数毎年度500人程度)に対する研修事業の実施、また本研修の実施、受講を促進するための普及啓発を行うことを目的とする。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	①看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業(補助先:厚生労働大臣が認める者、補助率:定額) 看護師の特定行為に係る研修機関の指定に必要なシミュレーター購入費やカリキュラムの策定等の支援のための補助を行う。 ②看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業(補助先:厚生労働大臣が認める者、補助率:定額) 「特定行為に係る看護師の研修制度」の円滑な運用のため、指定研修機関の運用に必要な指導医経費や実習施設謝金などの運営に対して支援を行う。 ③看護師の特定行為に係る指導者育成事業(補助先:厚生労働大臣が認める者、補助率:定額) 「特定行為に係る看護師の研修制度」における研修の質の確保を図り、指定研修機関や実習施設において効果的な指導ができるよう、指導者育成のための研修を行う。 ④特定行為に係る看護師の研修制度制度普及促進費 「特定行為に係る看護師の研修制度」の円滑な施行に向け、当該研修制度を国民や医療従事者に向けて周知し、制度の理解促進を図る。								
実施方法	直接実施、補助								
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求			
		当初予算	12	266	409	430			
		補正予算	-	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-				
		予備費等	-	-	-				
	計	12	266	409	430	0			
	執行額	0	107	169					
執行率(%)	0%	40%	41%						
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	-	40%	41%						
平成29・30年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由					
	医療関係者研修費等補助金	403							
	衛生関係指導者養成等委託費	22							
	庁費	4							
	諸謝金	0.4							
	職員旅費	0.3							
	その他	0.3	0						
	計	430	0						
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標年度	目標最終年度	
	29年度に指定研修機関数を78か所とする。	指定研修機関数	成果実績	施設	-	21	40	-	-
			目標値	施設	-	25	59	-	78
			達成度	%	-	84	68	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	担当課による推計								
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標年度	目標最終年度	
	29年度の指導者講習会修了者を540人とする。	指導者講習会修了者数 ※当該年度新規修了者数	成果実績	人	-	395	471	-	-
			目標値	人	-	350	550	-	540
			達成度	%	-	113	86	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	担当課による推計								

活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
補助施設数 (看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業)		活動実績	施設	施設	0	21	19	-	-	
		当初見込み	施設	施設	3	38	38	38	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
補助施設数 (看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業)		活動実績	施設	施設	-	6	18	-	-	
		当初見込み	施設	施設	-	25	48	50	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
看護師の特定行為に係る指導者育成講習会開催回数		活動実績	回	回	-	7	11	-	-	
		当初見込み	回	回	-	7	11	10	-	
単位当たりコスト		算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
補助金の執行額／補助施設数 (看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業)		単位当たりコスト	円	円	-	3,579,048	3,514,211	3,917,474		
		計算式	/	/	-	75,160千円 /21施設	66,770千円 /19施設	148,864千円/38施設		
単位当たりコスト		算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
補助金の執行額／補助施設数 (看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業)		単位当たりコスト	円	円	-	2,272,667	4,302,667	5,088,840		
		計算式	/	/	-	13,636千円 /6施設	77,448千円 /18施設	254,442千円/50施設		
単位当たりコスト		算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
補助金の執行額／講習会開催回数 (看護師の特定行為に係る指導者育成事業)		単位当たりコスト	円	円	-	2,106,000	1,956,364	2,154,000		
		計算式	/	/	-	14,742千円 /7回	21,520千円 /11回	21,540千円/10回		
政策評価、 経済・財政再生 アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	施策大目標2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること							
		施策	医療従事者の資質の向上を図ること(施策目標I-2-2)							
		測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 年度	目標年度 年度
			実績値	-	-	-	-	-	-	-
	目標値	-	-	-	-	-	-	-		
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	看護師の特定行為に係る研修機関及び指導者講習会修了者を増加させることで、看護師の特定行為に係る研修を推進し、看護師の資質向上に寄与する。									
	改革項目	分野:	社会保障	⑩ 看護を含む医療関係職種の評価・質向上や役割分担の見直しを検討						
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-	
目標値			-	-	-	-	-	-		
達成度		%	-	-	-	-	-	-		
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	成果実績	-	-	-	-	-	-			
	目標値	-	-	-	-	-	-			
達成度	%	-	-	-	-	-	-			
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										
看護師の特定行為に係る研修機関及び指導者講習会修了者を増加させることで、看護師の特定行為に係る研修を推進し、看護師の資向上に寄与する。										

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明					
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	保健師助産師看護師法第37条の2に規定された看護師の特定行為研修制度は、今後の在宅医療等を担う看護師を計画的に養成するために創設されており、特定行為研修を行う指定研修機関の確保及び研修の質の担保を目的とする本事業は、社会的ニーズを反映している。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	指定研修機関は都道府県単位ではなく全国規模で研修を行うことが想定されるため、国が実施すべき事業である。					
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	看護師の特定行為研修制度の実施にあたり、指定研修機関の質・量の確保は必要不可欠である。また、地域における医療介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に対する附帯決議において、看護師の特定行為に係る研修の十分な周知に努めることとされており、優先度の高い事業である。					
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-					
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無						
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無						
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	受講者は受講料を、指定研修機関は基準額を超える経費を負担しており、妥当であると考ええる。					
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	補助金については、交付要綱において予め基準額を定めており、妥当な水準であると考ええる。					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-					
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	指定研修機関の指定申請の準備に必要な経費、指導者等に対する研修、普及促進等に必要な経費に用途が限定されている。					
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	△	指定申請に係る準備に相当の期間を要するため、指定研修機関の申請が見込を下回り、導入促進事業の対象者が少なかったため。					
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-						
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	事業に必要な最小限の経費を対象とするなどしてコストの削減を図っている。						
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	△	指定研修機関数及び平成28年度指導者講習会の修了者数は、講習会の実施地域により定員割れがあったことから、目標をやや下回ったが、平成28年度指導者講習会の修了者数は前年度比119%であった。					
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	指定申請に係る準備に相当の期間を要するため、活動実績は見込みを下回っている。					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	指定を受けた研修機関において看護師の特定行為に係る研修を実施している。					
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管府省名</th> <th>事業番号</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所管府省名	事業番号	事業名		-		
所管府省名	事業番号	事業名						
	-							
点検・改善結果	点検結果		<p>○平成26年度の本事業については、特定行為研修制度の創設に向けて予算を確保していたところであるが、省令の施行が平成27年3月となったため、実績がなかった。</p> <p>○また、平成27及び28年度は、アウトカムである指定研修機関数が目標を下回った影響で、補助施設が少なく、看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業(以下「導入促進支援事業」という。)及び指定研修機関運営事業(以下「運営事業」という。)の執行率が低調となった。</p> <p>○「導入促進支援事業」については、指定申請を行った全ての機関に補助を行っているが、目標及び執行率が低調である理由として、制度施行直後であり、指定申請に係る準備に相当の期間を要するため、指定申請機関数が見込みよりも下回ったことがあげられる。</p> <p>○一方、「運営事業」については、目標及び執行率が低調である理由は、指定研修機関数が見込みよりも下回っていることに加え、制度施行1～2年目に指定された指定研修機関のうち、補助対象とならない教育課程として実施している国立・私立の大学院が多い(指定研修機関の2割)ことが要因として考えられる。しかし、指定申請が見込まれる大学院については、概ね平成28年度までに指定が行われており、今後は、一般の病院等からの申請が見込まれ、補助事業への申請数の増加が見込まれる。</p> <p>○また、特定行為に係る看護師の研修制度普及促進費(以下「普及促進費」という。)については、リーフレットの作成周知や全国で7箇所/年以上の説明会の開催を行うとともに、平成28年度はシンポジウムを開催し、制度の普及に努めている。説明会やシンポジウムは開催案内後すぐに定員を超える参加希望があり、今後更にニーズに応え普及啓発を進めていく必要がある。</p> <p>○なお、「看護師の特定行為に係る指導者育成事業(以下「指導者育成事業」という。)」については、活動実績の目標は達成しており、成果実績についても平成28年度は9割を満たさないものの概ね目標を達成することができている。</p>					
	改善の方向性		<p>○平成28年度は、指定研修機関数の確保を図るため、指定研修機関の課題を明らかにし必要な支援を検討することを目的として、指定研修機関を対象とした特定行為に係る課題等に関する調査を実施した。平成29年度は、本調査で得られた指定申請準備や運営の課題を分析し、結果を活用して、本事業の「普及促進費」をより積極的に活用し、指定研修機関数の確保に努めてまいりたい。</p> <p>○引き続き、リーフレットの配布やシンポジウムの開催、学会における講演活動等の普及活動を行うとともに、受講しやすい研修の体制整備も同時に進めることで、受講ニーズを高め、制度の推進を図ってまいりたい。</p>					

外部有識者の所見

行政事業レビュー推進チームの所見

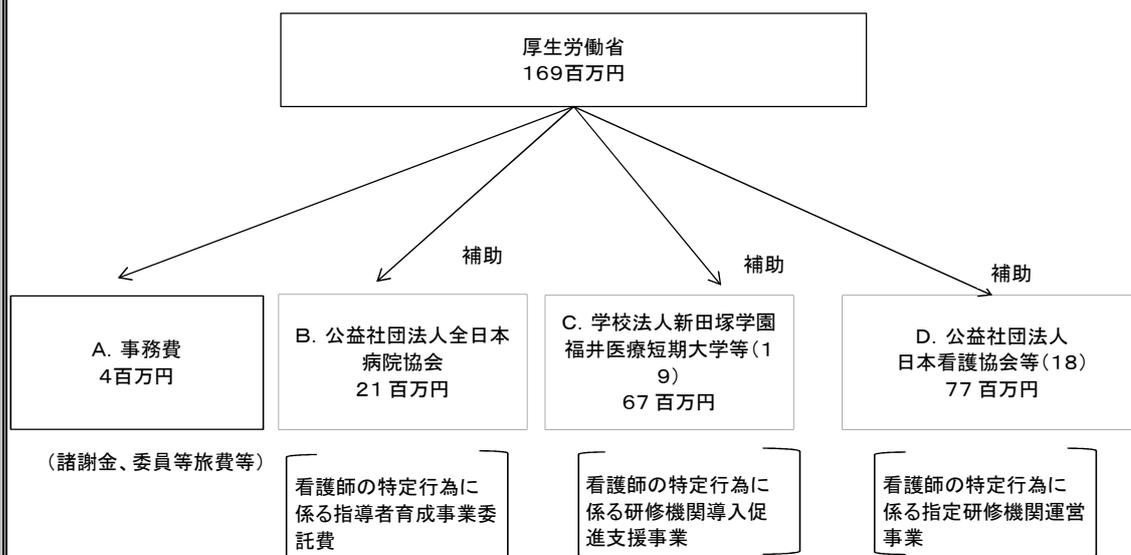
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-		
平成25年度	新26-008	平成26年度	新26-011	平成27年度	65		
平成28年度	66						

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何をやっているかについて補足する)
(単位：百万円)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	期間業務職員	-	賃金等	3.4	その他	-	-	
2	職員(複数)	-	調査出張	0.4	その他	-	-	
3	検討会委員(複数)	-	検討会議出席旅費	0.1	その他	-	-	
4	検討会委員(複数)	-	検討会議出席謝金	0.1	その他	-	-	
5	(株)友愛書房	1010002015390	図書の販売	0.1	随意契約 (少額)	1	100%	-
6	スワンペーカリー	-	会議物品の販売	0	随意契約 (少額)	1	100%	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益社団法人全日本病院協会	9010005003096	指導者育成事業の実施	21	補助金等交付	-	-	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	学校法人新田塚学園福井医療短期大学	3210005000665	研修機関導入促進支援事業の実施	4	補助金等交付	-	-	-
2	社会医療法人近森会 近森病院	1490005000672	研修機関導入促進支援事業の実施	4	補助金等交付	-	-	-
3	社会医療法人財団 重仙会 恵寿総合病院	9220005005162	研修機関導入促進支援事業の実施	4	補助金等交付	-	-	-
4	公立大学法人福島県立医科大学	4380005002314	研修機関導入促進支援事業の実施	4	補助金等交付	-	-	-
5	社会医療法人河北医療財団	2011305000153	研修機関導入促進支援事業の実施	4	補助金等交付	-	-	-
6	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	研修機関導入促進支援事業の実施	4	補助金等交付	-	-	-
7	医療法人社団明芳会	1011405000062	研修機関導入促進支援事業の実施	4	補助金等交付	-	-	-
8	公益財団法人脳血管研究所美原記念病院	9070005008338	研修機関導入促進支援事業の実施	4	補助金等交付	-	-	-
9	国立大学法人筑波大学附属病院	5050005005266	研修機関導入促進支援事業の実施	4	補助金等交付	-	-	-
10	国立大学法人鹿児島大学医学部・歯学部附属病院	6340005001879	研修機関導入促進支援事業の実施	4	補助金等交付	-	-	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益社団法人 日本看護協会	3011005003380	指定研修機関運営事業の 実施	14	補助金等交付	-	-	-
2	公立大学法人 大分県立看護科学 大学	3320005002262	指定研修機関運営事業の 実施	13	補助金等交付	-	-	-
3	公益社団法人 地域医療振興協会	2010005014562	指定研修機関運営事業の 実施	8	補助金等交付	-	-	-
4	医療法人社団聖及 会上尾中央総合病 院	4030005006218	指定研修機関運営事業の 実施	5	補助金等交付	-	-	-
5	学校法人自治医科 大学	4010005002334	指定研修機関運営事業の 実施	4	補助金等交付	-	-	-
6	医療法人社団洛和 会洛和会音羽病院	2130005004188	指定研修機関運営事業の 実施	4	補助金等交付	-	-	-
7	公益財団法人 星総合病院	5380005002486	指定研修機関運営事業の 実施	3	補助金等交付	-	-	-
8	公立大学法人 奈良県立医科大学	4150005005570	指定研修機関運営事業の 実施	3	補助金等交付	-	-	-
9	学校法人埼玉医科 大学	3030005011020	指定研修機関運営事業の 実施	3	補助金等交付	-	-	-
10	国立大学法人 滋賀医科大学	9160005002166	指定研修機関運営事業の 実施	3	補助金等交付	-	-	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック 名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-

看護師の特定行為に係る 研修機関支援事業

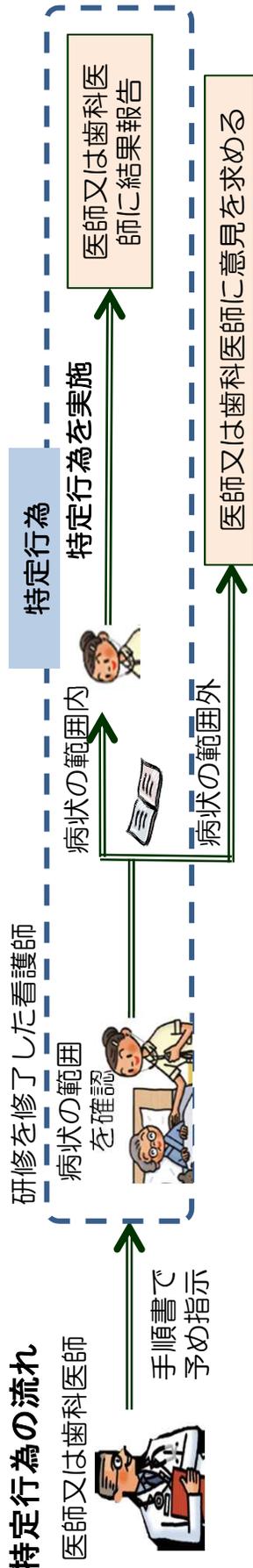
特定行為に係る看護師の研修制度の概要

1. 目的

○2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。

○このため、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していく。

2. 特定行為の流れ



3. 制度の意義

①見える

医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づき看護師が行う特定行為（診療の補助）の明確化

研修後に活躍する、修了者の声

看護の視点に加えて、医学の視点から患者の疾患・症状を理解することができるようになりました。疾患・症状・生活を含めた患者、家族の全体像をアセスメントすることができるようになり、よりよいケアが提供できるようになりました。

クリニックの医師の声

在宅患者の気管カニューレや胃ろうに急に不都合が生じた場合、外来診療中でも往診を依頼されます。特定行為研修を修了した看護師が手順書によって気管カニューレや胃ろうを交換することができれば、外来患者、在宅患者双方に適切なタイミングで対応できると思っています。また、外来診療を行う医師も安心して利用者を受け入れることができるため、より安定した地域の医療提供体制が構築できるのではないかと思います。

②身につく

研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識を身につけた看護師の育成

③見極める

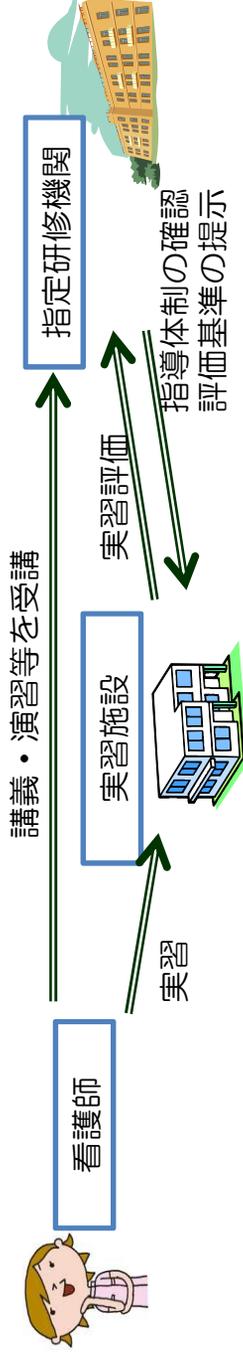
研修を修了した看護師が患者の状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能。

○特定行為研修修了者数：259名（平成28年3月31日現在）

看護師の特定行為研修の概要

研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関において、協力施設と連携して研修を実施
- 研修は講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
 - ① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている
 - ② 実習は、受講者の所属する医療機関等（協力施設）で受けけることを可能としている



研修の内容

- 研修は、全てに共通して学ぶ「共通科目」と「区分別科目」に分かれる

「共通科目」

全ての特定行為区分に共通するものの上をを図るための研修

- 共通科目の合計時間数：315時間

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学（講義、演習）	45
臨床推論（講義、演習、実習）	45
フィジカルアセスメント（講義、演習、実習）	45
臨床薬理学（講義、演習）	45
疾病・臨床病態概論（講義、演習）	60
医療安全学（講義、演習、実習）	30
特定行為実践（講義、演習、実習）	45
合計	315

「区分別科目」

特定行為区分ごとに異なるものの上をを図るための研修

- 区分ごとに設定された時間数：15～72時間

特定行為区分（例）

特定行為区分（例）	時間数
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	22
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	21
創傷管理関連	72
創部ドレーン管理関連	15
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	36
感染に係る薬剤投与関連	63

※全ての科目で、講義・演習・実習又は講義・実習を行う
 ※1区分ごとに受講可能

(参考)特定行為研修の実施体制(例)

○ 看護師が働きながら研修を受講できるよう、共通科目及び区分別科目の実習を身近な地域で受けられる体制の整備が必要(約300ヶ所を目標)

	パターンⅠ (単独型)		パターンⅡ (実習施設連携型)		パターンⅢ (通信教材活用型)		パターンⅣ (通信教育機関連携型①)			パターンⅤ (通信教育機関連携型②(団体主導型))※2		
	指定研修機関	指定研修機関	協力施設	指定研修機関	協力施設	指定研修機関	協力施設※1	指定研修機関	協力施設	団体本部	傘下の施設	協力施設※1
共通科目	講義	○	○	○通信	協力施設	○通信	○通信	(指導)	○通信		(指導)	○通信
	演習	○	○	○通信	協力施設	○通信	○通信	(指導)	○通信		(指導)	○通信
	実習	○	○又は○	○又は○	○又は○	○又は○	○	○	○		○	
区分別科目	講義	○	○	○通信	協力施設	○通信	○通信	(指導)	○通信		(指導)	○通信
	演習	○	○	○通信	協力施設	○通信	○通信	(指導)	○通信		(指導)	○通信
	実習	○	○	○	○	○	○		○		○	
運営・進捗管理		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	修了証交付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

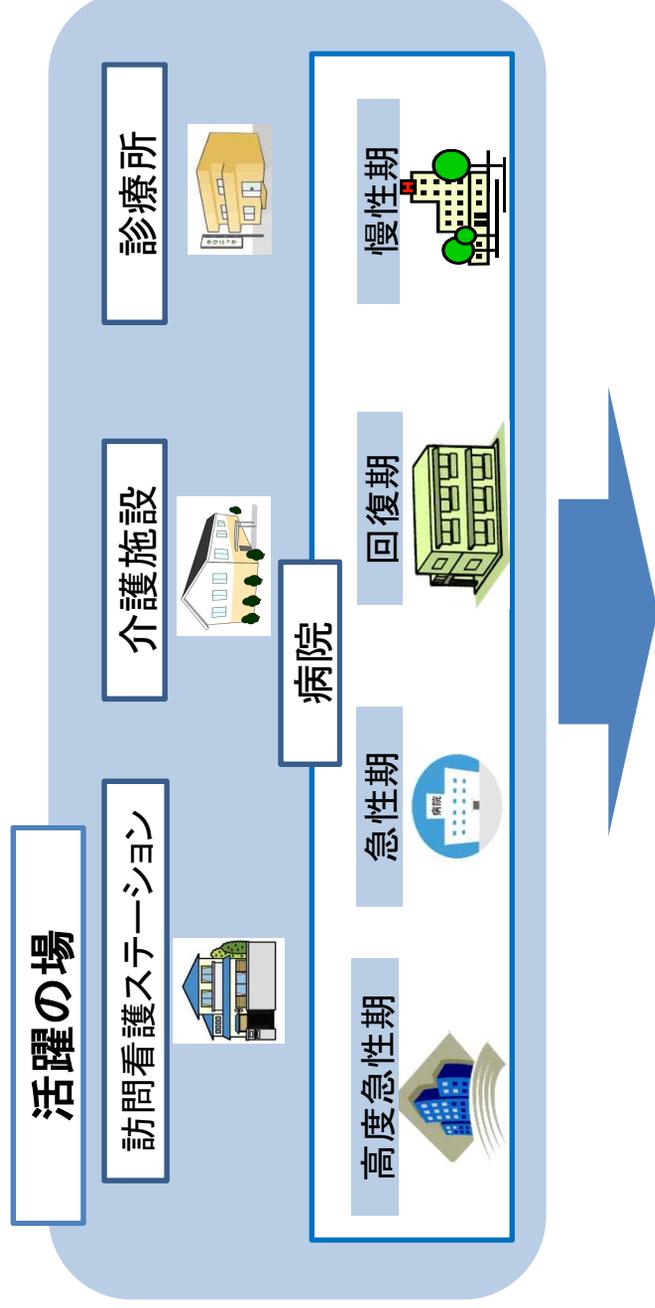
(注)協力施設とは、指定研修機関と連携協力し、特定行為研修に係る講義、演習又は実習を行う指定研修機関以外のものをいう。研修の実施にあたっては、指定研修機関に承諾書を提出している。

※1 放送大学等による通信教育を行う施設

※2 独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)等がこれに該当すると想定される

特定行為研修を修了した看護師の活躍のイメージ

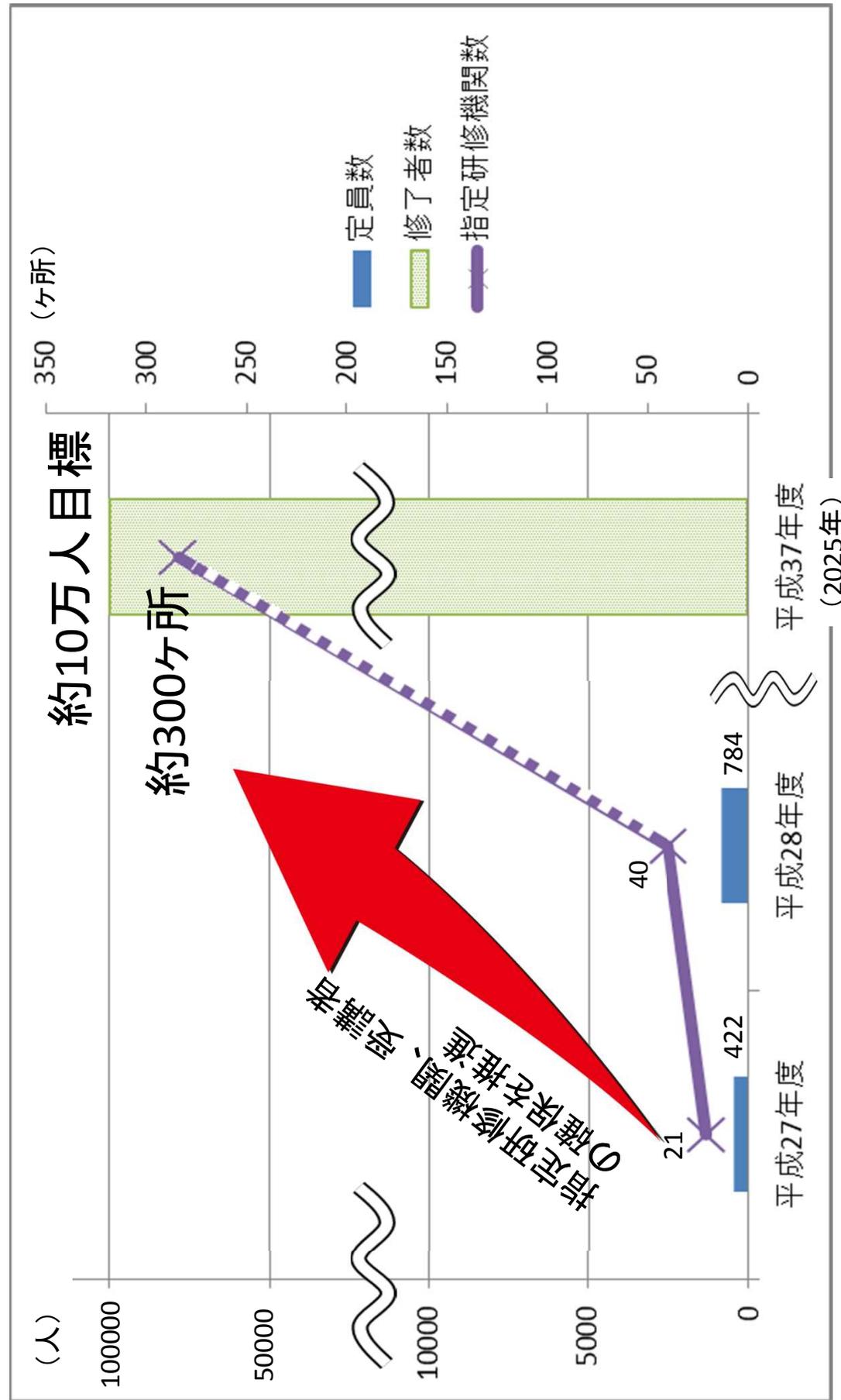
- 看護師の特定行為研修制度は、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、今後の急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成することを目的としている。
- 特定行為研修を修了した看護師は、急性期から在宅医療等のさまざまな現場で、患者の状態を見極めて、タイムリーな看護を提供する等の活躍が期待される。



2025年に向けて約10万人以上の養成を目指す

- ※ 多くの看護師に特定行為研修を受講していただくため、身近な場所で研修を受けられる体制の整備が必要。
(2025年に向けて、二次医療圏に概ね1ヶ所程度(約300ヶ所)の確保を目指していく。)

指定研修機関数及び定員数と目標とする修了者数



「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方 ビジョン検討会 報告書」(抄)(平成29年4月6日)

3. 働き方実態調査の実施と活用

～略～

調査によれば、医師から他職種への分担が可能な5つのタスクは、「医療事務(診断書等の文書作成、予約業務)」、「院内の物品の運搬・補充・患者の検査室等への移送」、「血圧などの基本的なバイタル測定・データ取得」、「医療記録(電子カルテの記録)」、「患者への説明・合意形成」の順で、分担が可能という結果であった。これらのタスクを他職種が分担した場合、50代以下の常勤勤務医がこれらのタスクを行うのに要する労働時間のうち約20%弱を軽減することが可能である。

5. ビジョンの方向性と具体的方策

3 高い生産性と付加価値を生み出す
(具体的なアクション)

①タスク・シフティング／タスク・シェアリングの推進

個々の従事者の業務負担を最適化しつつ、医療の質を確保する方法の一つとして、同じ水準の能力や価値観を共有した上で、医師－医師間で行うグループ診療や、医師－他職種間等で行うタスク・シフティング(業務の移管)／タスク・シェアリング(業務の共同化)を、これまでの「チーム医療」を発展させる形で有効活用すべきである。

1週間の労働時間が週60時間を超える雇用の割合

すべての雇用者(年間就業日数200日以上・正規職員)について、1週間の労働時間の実績を見ると、60時間を超える者が、雇用者全体の14%となっている。

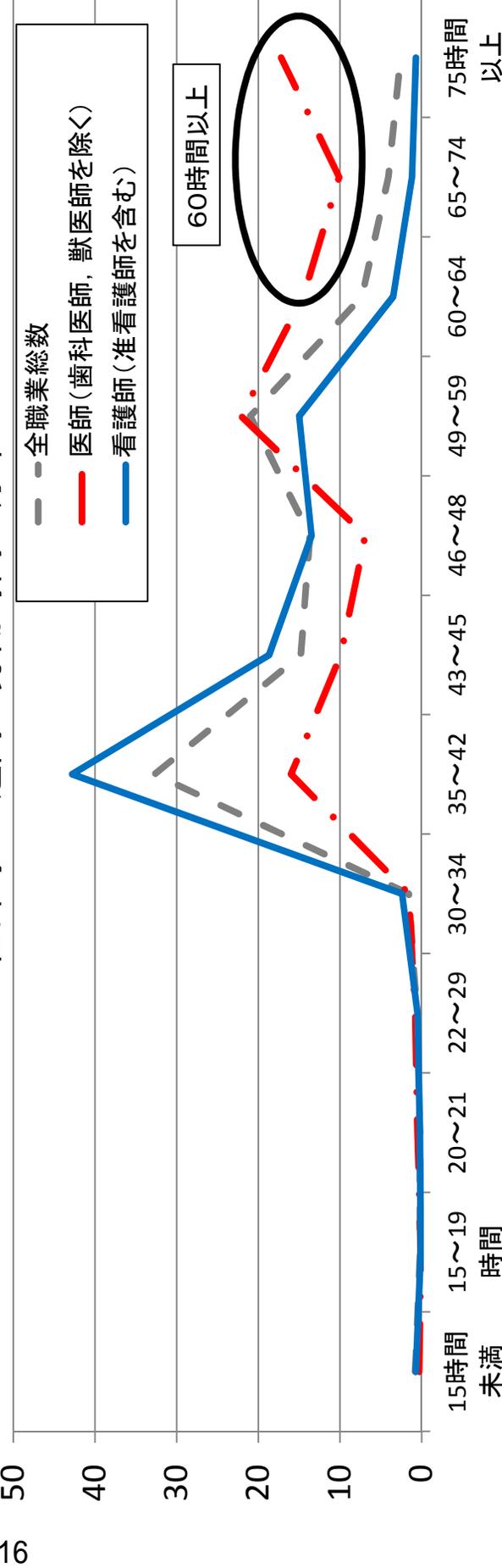
これを職種別に見ると、医師(41.8%)が最も高い割合となっている。(次いで、自動車運転従事者(39.9%))

計	14.0%	13.3%	13.7%	11.2%	11.8%	7.1%	20.0%	18.3%	18.5%	10.4%	18.7%	10.4%	30.8%	39.9%	16.9%	15.0%	17.2%	
1週間の労働時間が60時間超の雇用の割合	14.0%	13.3%	13.7%	11.2%	11.8%	7.1%	20.0%	18.3%	18.5%	10.4%	18.7%	10.4%	30.8%	39.9%	16.9%	15.0%	17.2%	
分類不能の職業																		
運搬・清掃・包装等従事者																		
建設採掘従事者																		
自動車運転従事者																		
輸送機械運転従事者																		
生産工程従事者																		
農林漁業従事者																		
保安職業従事者																		
飲食物調理従事者																		
生活衛生サービス職業従事者																		
サービス職業従事者																		
販売従事者																		
事務従事者																		
教員																		
看護師(准看護師を含む)																		
医師(歯科医師、獣医師を除く)																		
研究者																		
専門的・技術的職業従事者																		
管理的職業従事者																		

(出典)総務省・平成24年就業構造基本調査

医師等の1週間の労働時間の分布

1 (人数構成比、%)



(出典)総務省・平成24年就業構造基本調査
(年間就業日数200日以上、正規職員)

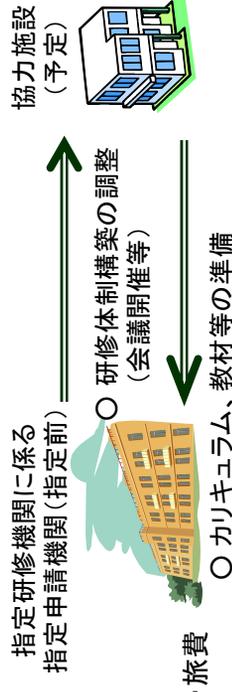
看護師の特定行為に係る研修機関支援事業の概要

○ 本事業は、特定行為研修制度の円滑な施行・運用のため、指定研修機関の指定準備や運営に対する財政支援の実施や普及促進等を実施することにより、特定行為研修を実施する指定研修機関の確保及び特定行為研修を修了した看護師の育成を促進することを目的とする。

(1) 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

指定研修機関の確保を図るため、カリキュラム準備やシミュレーター購入等、指定研修機関の設置準備に必要な経費について支援を行う。

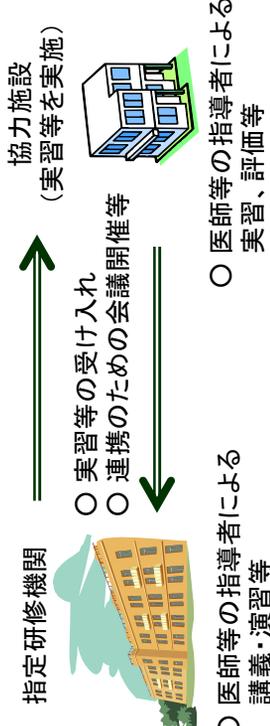
- 主な経費
 - ・ シミュレーター購入費等指定準備に必要な経費
 - ・ カリキュラム・実習要綱等の作成経費(謝金・旅費、会議費、消耗品費等)
 - ・ 就労継続型の研修体制構築のための協力施設とのテレビ会議に必要な物品経費、謝金・旅費
- 基準額 1施設当たり 約4百万円



(2) 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

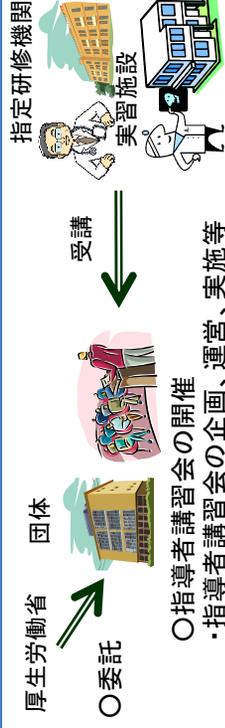
指定研修修了看護師の計画的な養成を図るため、指定研修機関の運営に必要な指導医経費や実習施設謝金等、指定研修機関の運営に必要な経費に対する支援を行う。

- 主な経費
 - ・ 指導医の人件費等
 - ・ 実習施設(自施設以外)への謝金等
 - ・ 訪問看護ステーション等で特定行為研修を実施する場合の指導補助者に対する人件費等
- 基準額 1施設当たり 約4百万円 (ただし、特定行為区分数により増減あり)
(加算を含めると 約6百万円)



(3) 看護師の特定行為研修制度に係る指導者育成事業

特定行為に係る看護師の研修の質の確保を図り、指定研修機関や実習を行う協力施設において効果的な指導ができるよう、指導者育成のための研修を行う。



(4) 特定行為に係る看護師の研修制度普及促進費

特定行為に係る看護師の研修制度の円滑な推進のため、当該研修制度を国民や医療従事者に向けて周知し、制度の理解促進を図る。

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業の実施状況①

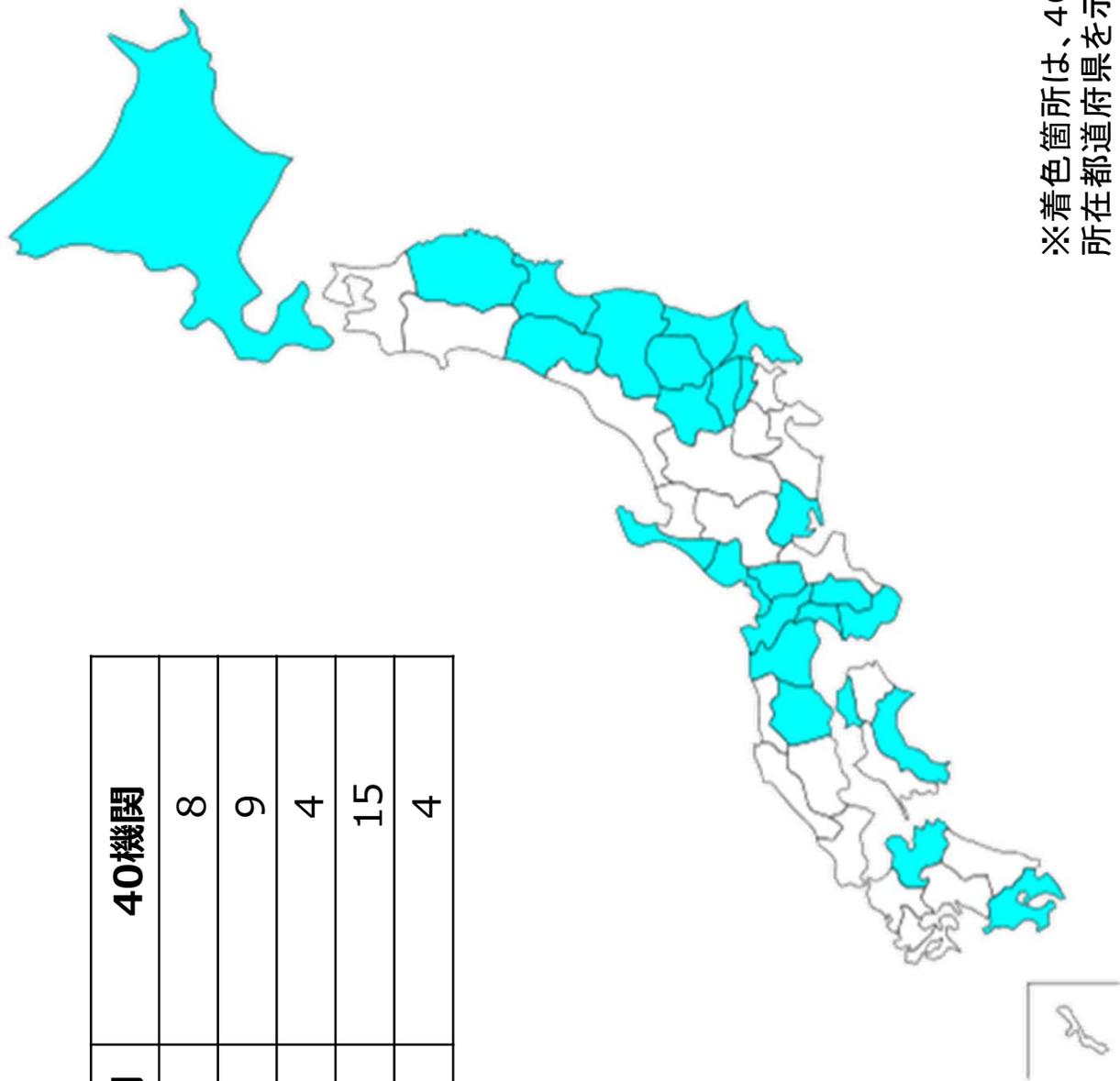
- (1)看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業(以下「導入促進支援事業」という。)
- 制度施行が平成27年10月であり、研修実施に向けた準備に時間を要していることや制度の周知が十分ではないことにより、研修機関の指定数が見込みよりも下回った。
 - 独立行政法人地域医療機能推進機構では、機構内の49病院がそれぞれ指定研修機関として申請を行うことが可能であったが、機構全体を一つの指定研修機関として申請があったことから、1機関分の補助金の交付となった。
- (2)看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業(以下「運営事業」という。)
- 導入促進支援事業と同様に、研修機関の指定数が見込みよりも下回った。
 - 指定研修機関のうち、補助対象とならない大学院が多かった(指定研修機関の2割。今後は、大学院の指定申請よりも、一般の病院など補助対象となる機関からの申請数の増加が見込まれる。)

【指定研修機関の指定申請、指定状況及び本事業における補助の状況】

	平成27年度			平成28年度			平成29年度(予定)		
	見込み	補助機関数	補助割合	見込み	補助機関数	補助割合	見込み	補助機関数 (5月時点)	補助割合
(1)導入促進支援事業	38機関	21機関	55%	38機関	19機関	50%	38機関	17機関 +α	45% +α
(2)指定研修機関運営事業	25機関	6機関	24%	48機関	18機関	38%	50機関	42機関	84%

(参考) 特定行為研修を行う指定研修機関の状況

平成29年3月	40機関
大学院	8
大学・短大	9
大学病院	4
病院	15
団体	4



※着色箇所は、40機関の
所在都道府県を示す。

(参考)指定研修機関一覧

(40機関(2017年3月29日現在))

所在地	指定研修機関名	特定行為区分数	指定日(変更承認日)	所在地	指定研修機関名	特定行為区分数	指定日(変更承認日)
北海道	学校法人東日本学園 北海道医療大学大学院看護福祉学研究科看護学専攻	13区分	2015/10/1	東京	医療法人社団 明芳会	8区分	2017/2/27
	学校法人岩手医科大学 岩手医科大学附属病院高度看護研修センター	1区分	2015/10/1		社会医療法人河北医療財団 河北総合病院	2区分	2017/2/27
岩手	学校法人東北化学園大学 東北化学園大学大学院健康社会システム研究科健康福祉専攻	21区分	2016/2/10	石川	独立行政法人地域医療機能推進機構	10区分	2017/3/29
宮城	国立大学法人山形大学 山形大学大学院医学系研究科看護学専攻	16区分	2017/2/27		社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	4区分	2016/8/4
山形	公益財団法人星総合病院	1区分	2016/2/10	福井	公立能登総合病院	1区分	2017/2/27
	医療法人平心会 須賀川病院	3区分	2016/8/4		学校法人 新田塚学園 福井医療短期大学	2区分	2016/8/4
福島	公立大学法人福島県立医科大学	18区分	2017/2/27	愛知	学校法人愛知医科大学 愛知医科大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1
	国立大学法人筑波大学 筑波大学附属病院	10区分	2016/8/4		学校法人藤田学園 藤田保健衛生大学大学院保健学研究科保健学専攻	21区分	2015/10/1
茨城	学校法人自治医科大学 自治医科大学	19区分	2015/10/1	滋賀	国立大学法人滋賀医科大学	3区分 6区分	2016/2/10 (2017/2/27)
栃木	公益財団法人脳血管研究所 美原記念病院	1区分	2016/8/4		医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院	5区分 2区分	2015/10/1 (2017/2/27)
群馬	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	7区分 6区分	2015/10/1 (2016/2/10)	京都	社会医療法人愛仁会	9区分	2016/2/10
	学校法人埼玉医科大学 埼玉医科大学総合医療センター	5区分	2016/2/10		公立大学法人大阪市立大学	5区分	2017/2/27
千葉	社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院看護師特定行為研修センター	1区分 2区分	2016/2/10 (2017/2/27)	兵庫	社会医療法人きつこう会 多根総合病院	4区分	2017/2/27
	一般社団法人日本慢性期医療協会	7区分 1区分	2015/10/1 (2017/2/27)		学校法人兵庫医科大学 医療人育成センター	8区分	2017/2/27
東京	学校法人青葉学園 東京医療保健大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1	奈良	公立大学法人奈良県立医科大学	7区分	2015/10/1
	学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科保健医療学専攻	21区分	2015/10/1		和歌山	公立大学法人和歌山県立医科大学	5区分
東京	公益社団法人地域医療振興協会JADECOM-NDIC研修センター	21区分	2015/10/1	岡山		学校法人 川崎学園	10区分
	公益社団法人日本看護協会	11区分 3区分	2015/10/1 (2016/8/4)		香川	独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター	2区分
東京	独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター	2区分	2016/2/10	高知		社会医療法人 近森会 近森病院	2区分
	独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター	2区分	2016/2/10		大分	公立大学法人大分県立看護科学大学 大分県立看護科学大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分
鹿児島	国立大学法人鹿児島大学 鹿児島大学病院	3区分 2区分	2016/8/4 (2017/2/27)	鹿児島		国立大学法人鹿児島大学 鹿児島大学病院	3区分 2区分

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業の実施状況②

(3) 看護師の特定行為研修制度に係る指導者育成事業

○ 平成28年度の指導者育成講習会の参加者数は、講習会の実施地域により定員割れがあったことから目標をやや下回ったが、前年度比119%であり、概ね目標は達成している。

(4) 特定行為に係る看護師の研修制度普及促進費

○ 制度に関する説明会及びシンポジウム等を予定通り開催。当日の参加者数は予定の9割を超えており、事前登録は定員を上回る申し込みがあった。

【看護師の特定行為に係る指導者育成事業の実施状況】

	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	
研修開催回数	7回	7回	100%	11回	11回	100%	10回	
研修参加者数	350人	395人	113%	550人	471人	86%	540人	

【特定行為に係る看護師の研修制度普及促進費における主な取組の実施状況】

	平成27年度			平成28年度		
	予定	実績	達成率	予定	実績	達成率
説明会開催回数	8回	8回	100%	14回	14回	100%
説明会参加者数	1050人	957人	91%	1500人	1451人	97%
シンポジウム開催回数				1回	1回	100%
シンポジウム参加者数				350人	338人	97%

課題：執行率

- 平成26年度看護師の特定行為に係る研修機関支援事業については、特定行為研修制度の創設に向けて予算を確保していたが、省令の施行が平成27年3月となったため、実績がなかった。
- 平成27及び28年度の看護師の特定行為に係る研修機関導入促進事業及び指定研修機関運営事業の執行率が低調となった要因は、
 - ① 研修機関の指定数が目標を下回ったこと
 - ② 指定研修機関のうち、補助対象とならない大学院が多かったこと(指定研修機関の2割。今後は、大学院の指定申請よりも、一般の病院など補助対象となる機関からの申請数の増加が見込まれる。)
 等が考えられる。

【看護師の特定行為に係る研修機関支援事業の予算額及び執行額】

(百万円)

	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	予算額	執行額	執行率	予算額	執行額	執行率	予算額	執行額	執行率
(1) 導入促進支援事業	150	75	50%	149	67	45%	149	64 +α	43% +α
(2) 指定研修機関運営事業	95	14	14%	233	77	33%	254	166	65%
(3) 指導者育成事業	15	15	100%	22	22	100%	22		
(4) 研修制度普及促進費	5	4	69%	5	4	87%	5		
合計	266	107	40%	409	169	41%	430		

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業の見直し案

見直しの方向性

- ◆ 本事業は、平成27年10月に施行された特定行為に係る看護師の研修制度を推進するため、
 - ・指定研修機関の確保
 - ・特定行為研修看護師の育成を目的に、平成26年度に創設したものの。
- ◆ しかしながら、指定研修機関の確保がこれまで低調であり、指定研修機関の導入促進支援事業及び運営事業に関しては事業創設時から不用が生じている。
- ◆ このため、平成30年度予算要求に向け、指定研修機関の一層の確保を図るため、指定研修機関に係る規定及び本事業の内容の見直しを図る。

具体策

- ◆ 2025年に向け、指定研修機関の飛躍的な増加を図るためには病院団体等への働きかけが不可欠である。このため、病院団体等のニーズや課題を把握・検証し、病院団体等の支援により、傘下の施設が指定研修機関となること等を促進するよう、特定行為研修を行う指定研修機関に係る規定及び本事業の内容の見直しを図る。

(参考)特定行為区分及び特定行為(21区分38行為)

特定行為区分	特定行為	特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	創傷管理関連	褥(じょく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更 非侵襲的陽圧換気の設定の変更 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 人工呼吸器からの離脱 気管カニューレの交換	創部ドレーン管理関連	創傷に対する陰圧閉鎖療法 創部ドレーンの除去
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理 一時的ペースメーカーからの除去	動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血 橈骨動脈ラインの確保
循環器関連	経皮的心肺補助装置の操作及び管理 大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行う うどきの補助の頻度の調整	透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの除去	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更 胸腔ドレーンの除去	感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの除去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 膀胱ろうカテーテルの交換	術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	中心静脈カテーテルの除去	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与 抗精神病薬の臨時の投与 抗不安薬の臨時の投与
		皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したとき のステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

論点等説明シート

事業名	看護師の特定行為に係る研修機関支援事業					
予算の状況 (単位:百万円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
	予算額(補正後)	12	266	409	430	
	執行額	0	107	169		
	執行率	0%	40%	41%		

事業についての論点等

(事業の概要)

平成27年10月より施行された看護師の特定行為に係る研修制度を円滑に実施するための指定研修機関の設置準備・運営及び指導者育成研修に必要な経費の支援等。

①看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

研修機関の指定に必要なシミュレーター購入費やカリキュラム策定等に必要な経費を支援する。

【創設年度】平成26年度

【補助先】医療機関等(特定行為に係る看護師研修実施予定機関)

【補助率】定額

②看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

指定研修機関の運営に必要な指導医経費や実習施設謝金等に必要な経費を支援する。

【創設年度】平成27年度

【補助先】指定研修機関

【補助率】定額

③看護師の特定行為に係る指導者育成事業

研修の質の確保を図り、指定研修機関や実習施設において効果的な指導ができるよう、指導者育成のための研修を行う。

【創設年度】平成27年度

【補助先】公募により選定された団体(医療関係団体等)

【補助率】定額

④特定行為に係る看護師の研修制度普及促進費

制度普及を図るために講演会の開催やポスターの印刷等を行う。

【創設年度】平成27年度

(論点)

事業の進捗が低調である要因を分析し、補助事業についても事業を促進する仕組みとなるよう検討すべきではないか。

(2025年(平成37年)に向け研修終了者を10万人養成するために必要な指定研修機関数(約300施設)を確保することが目標)

(参考)執行実績

①看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

平成26年度:0施設(3施設) 平成27年度:21施設(38施設)、平成28年度:19施設(38施設)

※指定研修機関の申請開始が平成27年4月となったため、平成26年度は執行実績がなかった。

※指定研修機関として指定申請のあった全ての機関に執行している。

②看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

平成27年度:6施設(25施設)、平成28年度:18施設(48施設)

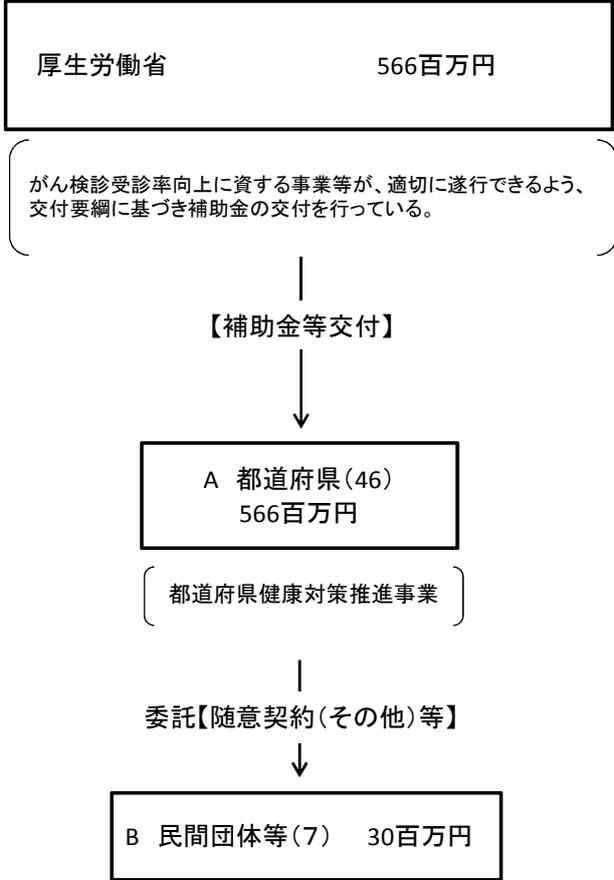
※()内の施設数は当初見込

平成29年度行政事業レビューシート (厚生労働省)										
事業名	都道府県がん対策推進事業			担当部局庁	健康局			作成責任者		
事業開始年度	平成21年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	がん・疾病対策課			がん・疾病対策課長 渡辺 真俊		
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な条項も記載)	がん対策基本法第12条～第19条 がん登録等の推進に関する法律第40条			関係する計画、通知等	「がん対策推進基本計画(平成24年6月閣議決定)」 「都道府県健康対策推進事業の実施について(平成21年4月1日健発第0401015号健康局長通知)」					
主要政策・施策	高齢社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	がん対策基本法及びがん対策推進基本計画を基本として、都道府県が、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ策定する都道府県におけるがん対策の推進に関する計画(以下「都道府県がん対策推進計画」という。)に基づき、地域の実情等を反映させた各種施策を実施することで、がん対策の推進を図ることを目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	都道府県が、当該都道府県がん対策推進計画の各種目標等の実現・達成のために重点的に実施すべき事業に要する経費の一部を補助するものである。 【重点的に実施すべき事業】 ①がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業②がん検診実施体制・医療提供体制等の強化に資する事業③効果的ながん情報の提供に資する事業④がんに関する総合的な相談体制の整備に資する事業⑤がん登録の推進に資する事業⑥がん検診の受診促進や受診率向上等に資する事業 【負担割合】国1/2、都道府県1/2									
実施方法	補助									
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求			
		補正予算	-	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
		計	782	1,085	1,085	1,077	0			
	執行額	521	631	566						
	執行率(%)	67%	58%	52%						
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	67%	58%	52%							
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由						
	疾病予防対策事業費等補助金	1,077								
	計	1,077	0							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度		
	がんの年齢調整死亡率(75歳未満)を10年間で20%減少 ※なお、平成29年度以降の定量的な成果目標は第3期がん対策推進基本計画で設定する予定であり、現在検討中である。	がんの年齢調整死亡率※なお、平成29年度以降の成果指標は第3期がん対策推進基本計画で設定する予定であり、現在検討中である。	成果実績	人口10万対	80.1	79	78	-	78	
			目標値	人口10万対	77.6	75.7	73.9	-	73.9	
			達成度	%	88.8	86.8	84.4	-	84.4	
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	人口動態統計									
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込			
	事業実施した都道府県数	活動実績	箇所	45	46	46	-	-		
		当初見込み	箇所	47	47	47	47	-		
単位当たり コスト	算出根拠	単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込				
	X:当該年度執行額(百万円)／Y:事業実施団体(箇所)	単位当たりコスト	百万円	11.6	13.7	12.3	22.9			
		計算式	X/Y	521/45	631/46	566/46	1077/47			

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	I-10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること								
	施策	I-10-3 総合的ながん対策を推進すること								
	測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 28 年度	
		がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の減少 ※なお、平成29年度以降の測定指標は、第3期がん対策推進基本計画で設定する予定であり、現在検討中である。	実績値	人口10万対	80.1	79	78	-	78	
			目標値	人口10万対	77.6	75.7	73.9	-	73.9	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	がんの年齢調整死亡率を減少させ、全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上を図ることで、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」の実現へと近づき、がん対策を推進することができる。									
	改革項目	分野:	社会保障	⑱「がん対策加速化プラン」を年内メドに策定し、がん対策の取組を一層推進						
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 19 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度
		がん検診の受診勧奨等の取組について評価・改善等を行う市区町村の数 ※なお、平成29年度以降のKPI(第一階層)は、第3期がん対策推進基本計画で設定する予定であり、現在検討中である。		成果実績	自治体数	1,057	集計中	-	-	-
		目標値	自治体数	1,827	1,741	-	-	1,741		
		達成度	%	59.7	-	-	-	-		
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時 19 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度	
	がんの年齢調整死亡率を平成28年度までの10年間で20%減少させる ※なお、平成29年度以降のKPI(第二階層)は、第3期がん対策推進基本計画で設定する予定であり、現在検討中である。		成果実績	人口10万対	92.4	78	-	-	78	
			目標値	人口10万対	92.4	73.9	-	-	73.9	
			達成度	%	-	84.4	-	-	84.4	
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										
本事業の進捗により、地域の実情等を反映させた各種施策を実施することで、がん検診の受診率向上も見込まれ、がんの早期発見・治療が推進される。がんの早期発見・治療が推進されればがんの年齢調整死亡率は低下すると見込んでいる。										
事業所管部局による点検・改善										
	項目	評価	評価に関する説明							
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	がん対策基本法及びがん対策推進基本計画を踏まえた都道府県がん対策推進計画に基づき、地域の実情等を踏まえたがん対策を実施しているため、国民や社会のニーズを反映している。							
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	国民のがんの年齢調整死亡率を減少させることは、国及び都道府県の責務(応分負担)である。							
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	国民のがんの年齢調整死亡率を減少させるため、都道府県がん対策推進計画に基づき、地域の実情等を反映させた事業であり、優先度が高い。							
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	実施要綱において事業内容及び実施主体(支出先)を示しており、交付要綱で使用可能な費目を定め、事業実績報告書にて事業内容及び支出について報告を受けており、事業目的にかなった補助となっていることを確認している。							
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無								
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無								
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-								
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	毎年度本事業の予算が削減される中、がんによる死亡者の減少を図るため、補助金を効率的に活用するよう努めている。							
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	本補助金等は事業実施主体へ直接交付しており、委託についても事業を効率的に行うためのものとなっている。							
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	各事業の実施要綱に定めた事業の範囲で補助を行うこととなっている。							
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	事業実施主体である都道府県からの申請額が当初の予定を下回る見込み等のため。							
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-									
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	補助対象数や事業内容について定期的に見直しており、コスト削減や効率化に向けた工夫を行っている。								

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	がんの年齢調整死亡率は減少しているため、成果実績は成果目標に見合っている。				
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	都道府県がん対策推進計画に基づき、地域の実情等を踏まえたがん対策を実施しており、他の手段・方法より効果的である。				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	本事業の補助金等は、全国ほぼ全ての都道府県が活用しており、事業趣旨に沿った活動を行っている。				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	事業実績報告書において成果の報告を受け、十分に活用されていることを確認している。				
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-				
	所管府省名	事業番号	事業名				
点検・改善結果	点検結果	国民のがんの年齢調整死亡率を減少させ、全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上を図り、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を実現するためには、地域の実情を踏まえたがん対策を推進する事は不可欠であり、引き続き実施する必要がある。					
	改善の方向性	事業完了後提出される事業実績報告書等で執行実態把握に努めつつ、より効果的な執行を図るため、事業の見直しを検討する。					
外部有識者の所見							
行政事業レビュー推進チームの所見							
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	304	平成23年度	278	平成24年度	241		
平成25年度	282	平成26年度	296	平成27年度	308		
平成28年度	305						

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.広島県			B.公益財団法人広島県地域保健医療推進機構		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	委託料	がん検診の個別受診勧奨における業務委託等	30	委託料	がん検診個別受診勧奨支援に係る業務の委託	11
	負担金	緩和ケア体制の医療連携に伴う負担金	14			
	報酬等	がん医療連携強化等に伴う報酬等	11			
	報償費	検討会の委員及び研修会の講師に対する謝金	2			
	需用費	がん医療連携強化等に伴う印刷製本費、消耗品購入費等	1			
	その他	検討会及び研修会に係る旅費、がん医療連携強化等に伴う役員費等	1			
	計		59	計		11

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	広島県	7000020340006	都道府県がん対策推進事業の実施	59	補助金等交付	-	-	
2	東京都	8000020130001	都道府県がん対策推進事業の実施	57	補助金等交付	-	-	
3	京都府	2000020260002	都道府県がん対策推進事業の実施	36	補助金等交付	-	-	
4	滋賀県	7000020250007	都道府県がん対策推進事業の実施	32	補助金等交付	-	-	
5	静岡県	7000020220001	都道府県がん対策推進事業の実施	32	補助金等交付	-	-	
6	鳥取県	7000020310000	都道府県がん対策推進事業の実施	26	補助金等交付	-	-	
7	宮崎県	4000020450006	都道府県がん対策推進事業の実施	22	補助金等交付	-	-	
8	群馬県	7000020100005	都道府県がん対策推進事業の実施	21	補助金等交付	-	-	
9	三重県	5000020240001	都道府県がん対策推進事業の実施	21	補助金等交付	-	-	
10	高知県	5000020390003	都道府県がん対策推進事業の実施	19	補助金等交付	-	-	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構	1240005000986	がん検診個別受診勧奨支援に係る業務	11	随意契約(その他)	-	-	
2	株式会社広島朝日広告社	4240001009112	がん検診普及啓発強化に係る業務	10	随意契約(その他)	-	-	
3	NPO法人広島がんサポート	5240005003309	がん患者・家族相談支援に係る業務	2	随意契約(その他)	-	-	
4	一般社団法人広島県医師会	1240005000755	がん登録推進に係る業務	2	随意契約(その他)	-	-	
5	一般社団法人広島県医師会	1240005000755	がん検診の受診勧奨を行うためのかかりつけ医への研修等業務	2	随意契約(その他)	-	-	
6	公益社団法人広島県薬剤師会	6240005000866	がん検診の受診勧奨を行うための薬剤師への研修等業務	1	随意契約(その他)	-	-	
7	株式会社ユニバーサルポスト	9240001000041	職域がん検診実態調査業務	1	一般競争契約(最低価格)	5	53%	
8	公益財団法人放射線影響研究所	9240005012727	がん登録推進に係る業務	1	随意契約(その他)	-	-	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	-	-	-	-	-	-	-	-	

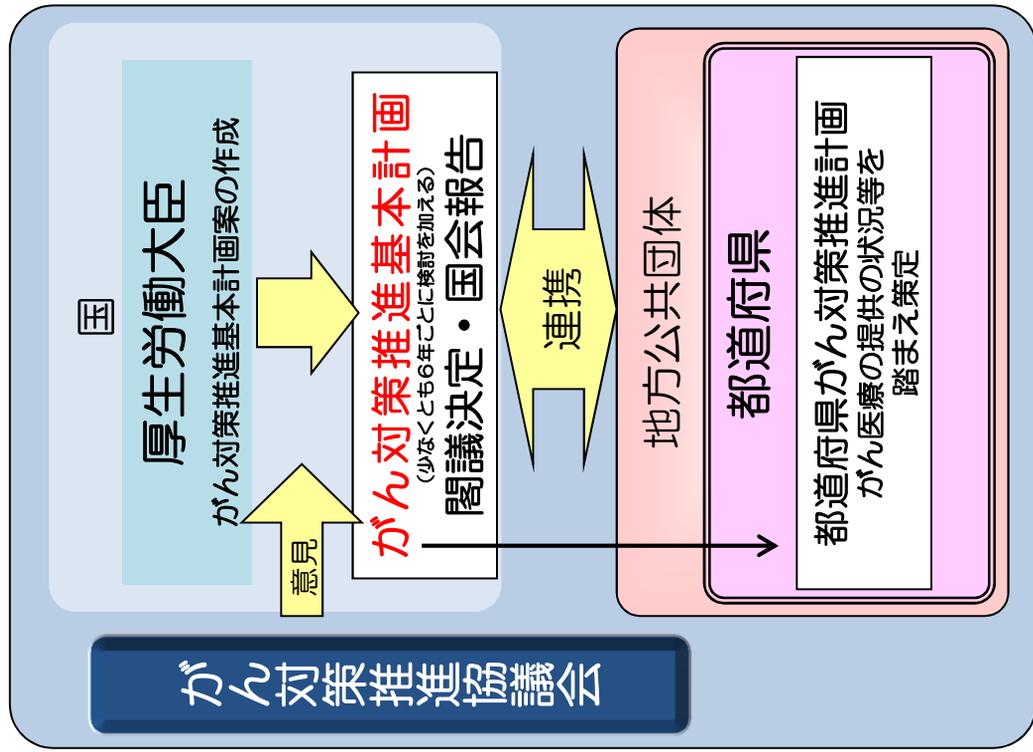
都道府県がん対策推進事業

がん対策基本法

(平成18年法律第98号)

(平成18年6月成立、平成19年4月施行、平成28年12月改正・施行)

がん対策を総合的かつ計画的に推進



基本的施策

第一節：がん予防及び早期発見の推進

- がんの予防の推進
- がん検診の質の向上等

第二節：がん医療の均てん化の促進等

- 専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成、医療機関の整備等
- がん患者の療養生活の質の維持向上
- がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第三節：研究の推進等

- がんに関する研究の促進並びに研究成果の活用
- 罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進 等

第四節：がん患者の就労等

- がん患者の雇用の継続等
- がん患者における学習と治療との両立
- 民間団体の活動に対する支援

第五節：がんに関する教育の推進

- 学校教育等におけるがんに関する教育の推進

がん対策基本法における国と都道府県の関係

国の基本計画を踏まえつつ、都道府県はがん対策推進計画を策定して、施策を展開

第2条(基本理念)

- 一 がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究の推進、普及、活用等
- 二 適切ながん医療の提供
- 三 がん医療提供体制の整備
- 四 福祉的支援、教育的支援等が受けられるよう、社会環境の整備
- 五 がんの特性に配慮
- 六 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策など、総合的に実施
- 七 国、地方公共団体、医療保険者、医師、事業主、学校、民間団体等関係者の相互の密接な連携
- 八 個人情報情報の保護への配慮

国

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、がん対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第十条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画(以下「がん対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

※計画は6年に1回見直し(今年度実施)

都道府県

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十二条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画(以下「都道府県がん対策推進計画」という。)を策定しなければならない。

※計画は6年に1回見直し(計画策定時期を踏まえ対応)

※医療計画、健康増進計画等との調和

連携

都道府県がん対策推進事業の概要

目的

がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、都道府県は、「がん対策基本法(平成18年法律第98号)第12条に基づき、「都道府県がん対策推進計画」(以下「がん対策推進計画」という。)の策定が義務づけられており、がんの予防の推進など必要な施策を講ずるものとされている。このようなことから、都道府県ごとに策定された「がん対策推進計画」に基づき、各都道府県が地域の実情を反映させた各種施策を実施する際に必要な経費を補助する。

◆事業主体：都道府県 ◆負担割合：国1／2、都道府県1／2

事業名	開始年度	事業趣旨	H28予算額	H28執行額	執行率
①がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業	H21年度	緩和ケア医療の推進及び医療従事者の質の向上。	112,894	12,792	11
②がん検診実施体制・医療提供体制等の強化に資する事業	H21年度	休日受診体制の強化等がん検診の実施体制の充実や、がん患者に対する療養生活の質の維持向上及び医療水準の向上。	65,542	174,082	266
③効果的ながん情報の提供に資する事業	H21年度	情報取得者の視点に立った効果的な情報提供。	12,760	64,769	508
④がんに関する総合的な相談体制の整備に資する事業	H23年度	地域統括相談支援センターによるがん患者及びその家族からの相談の提供。	252,296	67,597	27
⑤がん登録の推進に資する事業	H24年度	医療機関等への説明会や審議会の開催、医療機関への情報提供料の助成、がん登録オンラインシステムの整備など全国がん登録の円滑な実施の推進。	617,439	109,898	18
⑥がん検診の受診促進や受診率向上に資する事業	H25年度	がん対策に賛同する企業等と連携したがん検診の受診促進や受診率向上。	23,712	137,242	579
合 計			1,084,643	566,380	52

(単位:千円)

※都道府県においては、事業名及び事業趣旨を参考に補助申請を行っている。

①がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業

1. 補助実績

◆平成28年度予算額 : 112, 894千円 ◆平成28年度交付実績: 12, 792千円(執行率11%、実施都道府県17)

2. 主な事業内容

○ がん診療に従事している医師・歯科医師及び医療従事者に対する緩和ケア研修会の実施。

参考: 第2期がん対策推進基本計画(H24~29)より

5年以内に、がん診療に携わるすべての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得することを目標とする。特に拠点病院では自施設のがん診療に携わるすべての医師が緩和ケア研修を終了することを目標とする。

都道府県研修の実施状況	平成26年度	平成27年度	平成28年度
緩和ケア研修会事業実施都道府県数	13	13	14
研修会開催回数	103	109	117
研修会受講者数	1, 666	1, 994	2, 086

3. 現状の課題・問題点

○ がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修は、上記とは別には別にがん診療連携拠点病院等でも実施。

平成28年度緩和ケア研修会の修了者数(医師・歯科医師のみ)は、全体で20, 039名となっているが、うち都道府県の研修事業による受講者数は2, 086名(医療従事者含む)となっている。実態としては、拠点病院での緩和ケア研修が開催されない時期や地域において都道府県が実施するなどの状況となっている。

○ 未だ研修を必要とする者が多く、当該事業分においても取組十分ではないと考えられる。

参考: 延べ研修受講者数 93, 250人(医師、歯科医師:平成29年3月末時点)

(がん診療に関わる医師等人数約34万人(平成26年医療施設調査より算出)に対して、受講割合は約27%)

4. 見直しの方向性

○ 緩和ケア研修の推進が必要であることから、都道府県で担うべき役割を含め、実施内容の見直しを行う。

②がん検診実施体制・医療提供体制等の強化に資する事業

1. 補助実績

◆平成28年度予算額：65,542千円 ◆平成28年度交付実績：174,082千円(執行率266%、実施都道府県33)

2. 都道府県での事業内容

- 休日に受診することができる広域検診の実施。
- がん検診の精度管理検討会、がん検診従事者研修会の開催。
- 地域における在宅緩和ケアに関する連携の推進や研修会の開催。
- 地域におけるがん診療連携の円滑化を図るため、都道府県が指定するがん診療連携推進病院等への補助。
- 患者・家族会の意見を幅広く聴取するための意見交換会を開催。
- 小児がん診療連携ネットワークの構築、地域における診療を行う医師などを対象とした研修の開催。

休日受診体制の強化等への取組	平成26年度	平成27年度	平成28年度
夜間休日がん検診実施都道府県数	4	6	5
夜間休日がん検診の実施日数	390	437	362
夜間休日がん検診等がん検診実施体制の強化によるがん検診の受診者数	12,212	15,018	14,193

3. 現状の課題・問題点

- 事業内容が幅広く、それぞれ各県毎で補助内容が異なるため、その効果も異なる(当事業としての補助効果が不明瞭)。
- 都道府県が指定するがん診療連携推進病院等への補助が多い(32箇所:54,811千円)。

4. 見直しの方向性

- がん対策基本法、がん対策推進基本計画に掲げた施策目標が実現されるように、補助要件の明確化を検討する。また、都道府県指定のがん診療連携推進病院等への補助も、都道府県における適切ながん医療提供体制がなされるかという視点で十分に検討を踏まえ、補助要件の明確化を検討する。

③効果的ながん情報の提供に資する事業

1. 補助実績

◆平成28年度予算額 : 12,760千円 ◆平成28年度交付実績 : 64,769千円(執行率508%、実施都道府県25)

2. 都道府県での事業内容

- がんに関する講演会、セミナー等の開催。
- がん情報におけるサイトを運営し、がんに関する正しい知識と県内における情報を提供。
- がんに関する普及啓発資料等の作成。
- がん教育に関する講師の派遣、資料の作成・配布。
- がん検診県民サポーターを養成するための研修を実施。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
公開セミナー、シンポジウム、講演会等の実施回数	147	175	178
公開セミナー、シンポジウム、講演会等の参加者数	22,022	34,777	19,149
がんに関する冊子、チラシ等の作成部数(延数)	1,183,552	1,289,231	1,409,300

3. 現状の課題・問題点

- すべての都道府県に対して補助が行われてなく、啓発活動の実態が不明である。
- 補助事業による啓発事業への効果検証が不明である。
- 都道府県からの補助内容から、「⑥がん検診の受診促進や受診率向上に資する事業」と重複している。

4. 見直しの方向性

- がん対策基本法、がん対策推進基本計画に掲げた施策目標が実現されるように、がんへの理解が得られるため国民への情報提供、がん患者や家族への相談支援、就労支援、がん教育等に資する取組など普及啓発に係る経費として整理を行う(⑥で計上する普及啓発との区分するため、補助内容の明確化を行う)。

④がんに関する総合的な相談体制の整備に資する事業

1. 補助実績

◆平成28年度予算額 : 252, 296千円 ◆平成28年度交付実績 : 67, 597千円(執行率27%、実施都道府県25)

2. 都道府県での事業内容

- 都道府県が設置している地域統括相談支援センター(平成29年3月時点で全国に14ヶ所)によるがん患者、家族への相談事業の実施(がん患者の心情、生活、介護などをまとめて相談できる窓口の設置。ピアサポーターなどの相談員配置)。
- ピア・サポーター研修会の開催。
- がん患者サロンを通じた患者等の意見交換会の実施。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
地域統括相談支援センターでの相談件数	8, 654	9, 607	11, 566
ピア・サポーター研修実施都道府県数	19	18	18
ピア・サポーター研修の実施回数・人数	59回・508人	66回・409人	71回・398人

3. 現状の課題・問題点

- 相談支援の充実のため、がん患者等の様々な悩みに対応する地域統括相談支援センターの設置を各地に進める必要がある。
- ピア・サポーター研修の実施について、18都道府県に留まっており、ピアサポートを更に普及させる必要が指摘されている。

4. 見直しの方向性

- がん患者等に対する相談支援のニーズに対応できるように、地域統括相談支援センターによる相談支援体制を充実するよう対応を検討するとともに、ピア・サポーター研修が未実施のところで実施されるよう働きかけを行うなど取組の見直しを行う。

⑤がん登録の推進に資する事業

1. 補助実績

◆平成28年度予算額 : 617, 439千円 ◆平成28年度交付実績 : 109, 898千円(執行率18%、実施都道府県45)

2. 都道府県での事業内容

- 都道府県におけるがん登録情報審査経費。
- がん登録制度全般の周知や届出票の記載方法などにおける医療機関等への説明会等の開催。
- 医療機関から提出された届出票に対する都道府県での審査と全国がん登録データベースシステムへの入力等の実施。
- 医療機関等による登録情報の届出を行う際に発生する事務負担への助成等。

	平成27年度	平成28年度
がん登録に関する医療機関への説明会の参加者数	10, 043	3, 809
医療機関からの届出による事務負担への助成件数	201, 129	130, 527

3. 現状の課題・問題点

- 従前においては、都道府県内における任意での登録のため、医療機関へ登録に必要な経費を助成していたところ。がん登録法の施行(H28.1)以降、医療機関による登録が義務化されたことから、次第に都道府県による登録経費への助成が行われなくなってきたところ。
※ 予算要求での件数(851, 637件)はがん登録データベースの年間登録件数とほぼ同レベルである。しかし、助成を要した件数は減少している。
- がん登録においては、平成29年4月から医療機関から都道府県を通じて、がん登録データベースにオンラインで登録する仕組みが開始されるが、未だ医療機関と都道府県とを繋ぐオンライン環境が未整備な県が多くあり、円滑な登録を進めるために、セキュリティ環境を含めたオンライン登録の整備が必要となっている。

4. 見直しの方向性

- がん登録の届出に要する経費への補助は、都道府県へのオンライン登録が未整備などの事情による場合にするなどの補助内容の見直しを行う。
- オンライン登録環境の整備を図るために、未整備のところに必要な設置経費を支援する。

⑥がん検診の受診促進や受診率向上に資する事業

1. 補助実績

◆平成28年度予算額：23,712千円 ◆平成28年度交付実績：137,242千円(執行率579%、実施都道府県38)

2. 都道府県での事業内容

- がん検診の予防及び早期発見の重要性に関する講演会、シンポジウム等の開催、メディアを通じた普及啓発の実施(企業関係者、一般参加者)。
- 企業と連携したがん検診受診率向上対策の推進(企業にがん検診推進員を配置、情報提供を通じた啓発)。
- 女性のがん検診受診促進を目的としたイベントを実施。
- がん検診受診率向上に向けた普及啓発資料等の作成。
- 市町村が実施するがん検診の個別勧奨・再勧奨への支援(資料配布等)。
- かかりつけ医や薬剤師からのがん検診の受診勧奨。

がん対策の推進に賛同する企業等の参加への働きかけ	平成26年度	平成27年度	平成28年度
説明会の開催回数	81	86	91
説明会の参加者数	4,687	5,473	5,298

3. 現状の課題・問題点

- 補助内容については、「③効果的ながん情報の提供に資する事業」と混在している。
- 補助事業による啓発への効果検証が不明である。

4. 見直しの方向性

- ③の事業との重複を整理する(がん検診の受診促進等への取組に絞る)
- がん検診・精密検査の意義などについて国民の理解を得られ普及啓発が行なわれるよう、補助要件の明確化を行う。

平成29年度都道府県がん対策推進事業の予算(積算式)について

積算式の考え方

事業毎の1都道府県当たり事業単価 × 47都道府県 × 1/2(補助率)

各事業での事業単価等(29年度予算)

事業名	事業単価の算出内訳の考え方	事業単価の算出内訳	事業単価	参考: 29年度要望
①がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業	緩和ケア研修の実施に必要な経費を計上	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会開催経費(256千円) ・研修会開催経費(398千円) ・事務補助員経費(4,088千円) ・通信運搬費(78千円) 	4,820千円	予算額:113百万円 要望数:16 要望額:11百万円
②がん検診実施体制・医療提供体制等の強化に資する事業	休日検診体制の実施等に資する事業に必要な経費を計上	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費(49千円) ・印刷製本費(173千円) ・通信運搬費(5千円) ・委託料(2,355千円) ・事務補助員経費(207千円) 	2,789千円	予算額:66百万円 要望数:36 要望額:223百万円
③効果的ながん情報の提供に資する事業	効果的ながん情報の事例等の調査集計に必要な経費を計上	<ul style="list-style-type: none"> ・諸謝金(142千円) ・事務補助員経費(86千円) ・旅費(49千円) ・会議費(1千円) ・消耗品費(54千円) ・印刷製本費(調査票等)(211千円) 	543千円	予算額:18百万円 要望数:27 要望額:65百万円

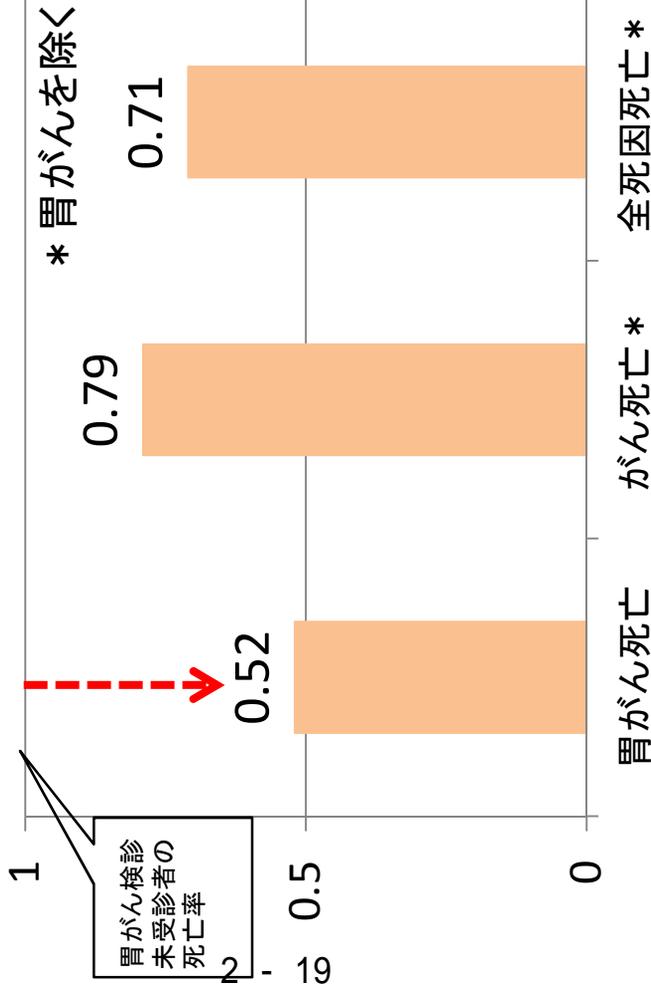
事業名	事業単価の算出内訳 の考え方	事業単価の算出内訳	事業単価	参考: 29年度要望
④がんに関する総合的な相談体制の整備に資する事業	地域統括相談支援センターの相談事業運営費、ピア・サポーター養成研修費などの事業に必要な経費を計上	<ul style="list-style-type: none"> ・がん総合相談支援事業費 (9,822千円) ・ピアサポーター養成研修会 (140千円) ・相談内容分析検討会 (144千円) ・都道府県内外医療機関との調整経費 (118千円) ・がん患者サロン整備(185千円) ・がん患者および医療従事者等によるフォーラムの開催(323千円) 	10,732千円	予算額:252百万円 要望数:28 要望額:85百万円
⑤がん登録の推進に資する事業	がん登録に当たっての事務経費、審査等に必要経費を計上	<ul style="list-style-type: none"> ・がん登録経費(16,308千円) ・届出收受審査等事業費 (5,013千円) ・医療機関説明会開催経費 (543千円) ・事務補助員経費(4,088千円) 	25,952千円	予算額:610百万円 要望数:45 要望額:116百万円
⑥がん検診の受診促進や受診率向上に資する事業	がん対策に賛同する企業等を募るための説明会、選定及び啓発等に必要経費を計上	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会経費(267千円) ・連携先選定関連経費(282千円) ・③受診促進のための事業経費 (460千円) 	1,009千円	予算額:24百万円 要望数:37 要望額:120百万円

⇒積算式の考え方に対し、実際の要望(要望数、及び要望額(内容))が乖離していることから、要望内容を見直す方向とする

がん検診の受診の有無と死亡率との関係

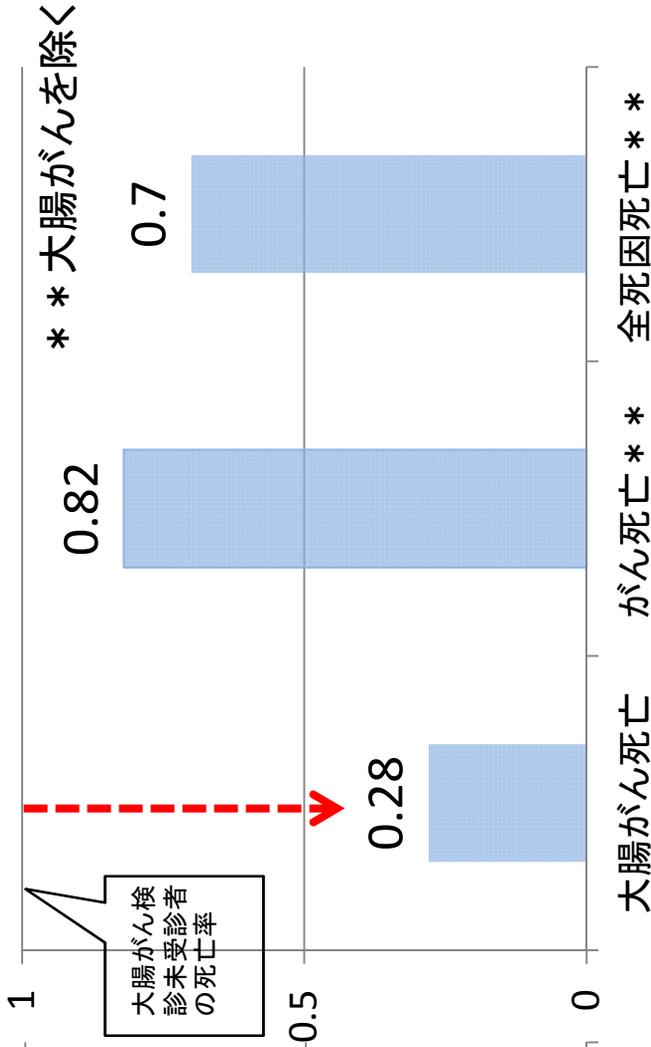
以下の図は、国立がん研究センターの多目的コーホート研究として、40～59歳男女の約4万人を13年間追跡し、胃がん検診及び大腸がん検診の受診の有無に伴う死亡率の相対危険度を表している(未受診者の死亡率を1としたときの、相対的な低下状況)。

胃がん検診を受診した人の胃がんの死亡リスクは約50%(=0.52)低下



- ✓ 図は、胃がん検診を12ヶ月以内に受診しなかった人の胃がん死亡リスクを1とした場合の、胃がん検診の受診者による胃がん、胃がん以外のがん及び胃がん以外の死因による死亡リスクの低下状況を表している。
- ✓ 性、居住地域、喫煙、飲酒、教育歴、胃がん家族歴、塩分、ご飯、味噌汁、緑黄色野菜、緑茶摂取について調整

大腸がん検診を受診した人の大腸がんの死亡リスクは約70%(=0.28)低下



- ✓ 図は、大腸がん検診を12ヶ月以内に受診しなかった人の大腸がん死亡リスクを1とした場合の、大腸がん検診の受診者による大腸がん、大腸がん以外のがん及び大腸がん以外の死因による死亡リスクの低下状況を表している。
- ✓ 性、居住地域、喫煙、飲酒、教育歴、大腸がん家族歴、塩分、ご飯、味噌汁、緑黄色野菜、緑茶摂取について調整

がん施策に係る目標（がん基本計画と行政事業レビューでの取扱）

1 これまでの目標設定について（第1期、第2期がん対策推進基本計画より）

○全体目標 がんによる死亡者の減少

目標値； がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の20%減少

○各施策の個別目標

早期発見：がん検診受診率の向上

目標値； 50%以上（胃、肺、大腸がん検診は、当面40%）

など

目標値は、行政事業レビューの成果目標としても使用

平成29年5月17日 第67回がん対策推進協議会より 門田（もんでん）会長発言要旨

この10年間、生存率は良くなっているが、罹患率がさらに増え続けている。

（がん対策は）全部重要であり、1次予防、2次予防は、（重要との）メッセージを出していくべき。



1次予防・2次予防（検診）含め、がん対策全てが重要との認識

2 今後の目標設定について（第3期がん対策推進基本計画案より）

○全体目標 1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

2. 患者本位のがん医療の実現

3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

○各施策の個別目標

予防：たばこ対策、生活習慣病対策などの推進

早期発見：がん検診受診率の向上

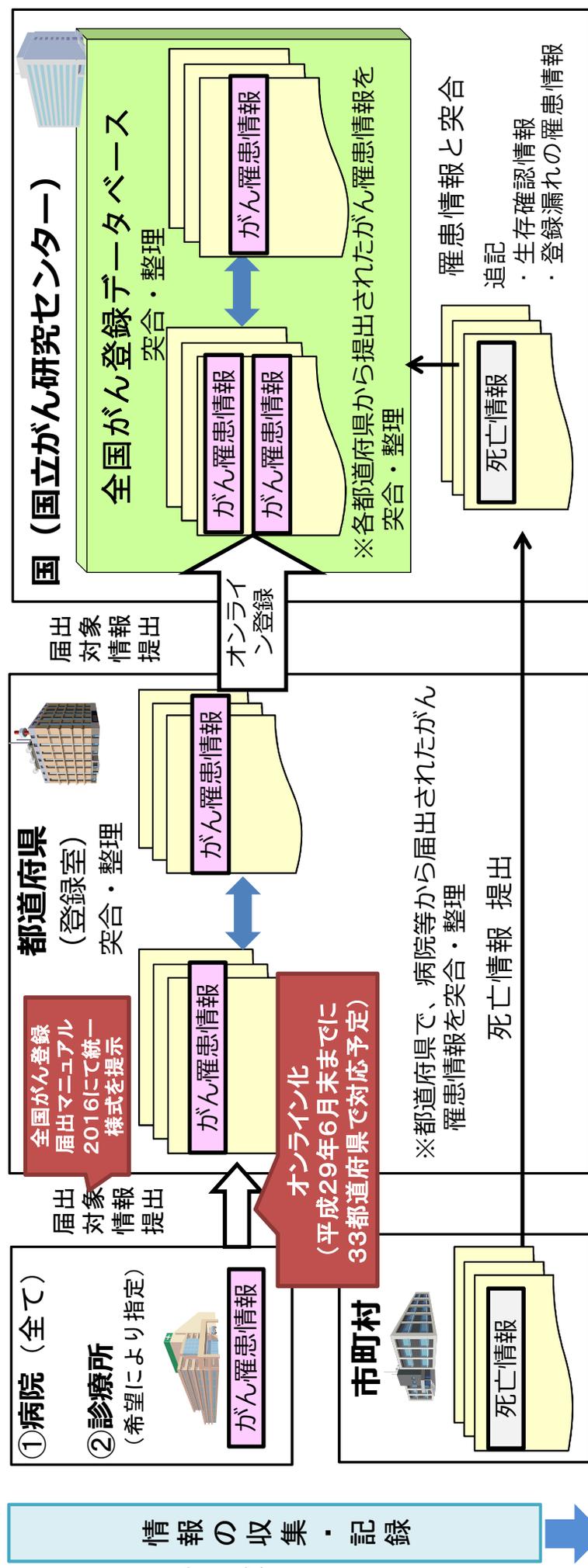
⇒ 目標値； 50%以上（乳がん検診、大腸がん検診等）

など

新計画での目標を踏まえ、行政事業レビューでの成果目標を見直し

がん登録データベースとオンラインシステム

- 原発性がん患者の罹患情報を、都道府県を通じて、全国がん登録データベースに登録。
- 国立がん研究センターは、病院等から都道府県知事への届出に必要な事項をまとめた「全国がん登録届出マニュアル2016」を作成（平成27年10月）し、平成28年1月より登録作業に反映。
- 従来、都道府県は提出された紙又は電子媒体を元に、審査・登録作業を実施していたが、円滑な情報登録の実施、情報漏洩リスク等への対応のため、病院等と都道府県をオンラインで届け出るシステムを構築。（平成29年4月から運用開始）



※医療機関の管理者は、がん登録推進法で、がん罹患情報を都道府県知事に届け出ることが義務付けられている

- 国・都道府県等 ⇒ がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関 ⇒ 患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者 ⇒ がん医療の質の向上等に貢献

情報の収集・記録

情報の活用

第3期がん対策推進基本計画案(案)(概要)

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1. がん予防

- (1)がんの1次予防
- (2)がんの早期発見、がん検診
(2次予防)

2. がん医療の充実

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん
(それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7)小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 都道府県による計画の策定
- 3. がん患者を含めた国民の努力
- 4. 患者団体等との協力
- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 6. 目標の達成状況の把握
- 7. 基本計画の見直し

論点等説明シート

事業名	都道府県がん対策推進事業					
予算の状況 (単位:百万円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
	予算額(補正後)	782	1,085	1,085	1,077	
	執行額	521	631	566		
	執行率	67%	58%	52%		

事業についての論点等

(事業の概要)

「がん対策基本法」(平成18年法律第98号)及び「がん対策推進基本計画」(平成24年6月閣議決定)を踏まえ、都道府県ごとに策定された「都道府県がん対策推進計画」に基づき、各都道府県が地域の実情を反映させた各種施策を実施する際に必要な経費を補助する(補助率1/2)。

【補助対象事業】

- ①がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業
- ②がん検診実施体制・医療提供体制等の強化に資する事業
- ③効果的ながん情報の提供に資する事業
- ④がんに関する総合的な相談体制の整備に資する事業
- ⑤がん登録の推進に資する事業
- ⑥がん検診の受診促進や受診率向上に資する事業

なお、がん登録の推進に資する事業は第一号法定受託事務(※)であり、「がん登録等の推進に関する法律」(平成25年法律第111号)において、国は、その費用の2分の1を補助することとされている。

※法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。

(論点)

- ①事業ごとの予算額と執行額に乖離があることから、実態を踏まえた適正な予算規模に見直すとともに、執行状況を踏まえ、各事業の見直しや廃止を検討するべきではないか。
- ②本補助金は、地域の実情を踏まえ都道府県の取組を幅広く支援するものとなっているが、国庫補助金としてより高い政策効果を実現する観点から、補助対象事業を具体的に規定し、国として政策誘導すべき事業に重点化を図るべきではないか。

【参考】平成28年度の事業別執行実績

事業内容	予算額 (千円)	執行額 (千円)	執行率 (%)	実施都道府県数
①がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業	112,894	12,792	11	17
②がん検診実施体制・医療提供体制等の強化に資する事業	65,542	174,082	266	33
③効果的ながん情報の提供に資する事業	12,760	64,769	508	25
④がんに関する総合的な相談体制の整備に資する事業	252,296	67,597	27	24
⑤がん登録の推進に資する事業	617,439	109,898	18	45
⑥がん検診の受診促進や受診率向上等に資する事業	23,712	137,242	579	38
合計	1,084,643	566,380	52	—

平成29年度行政事業レビューシート (厚生労働省)									
事業名	年金関係文書等保管事業			担当部局庁	年金局			作成責任者	
事業開始年度	平成21年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	事業企画課会計室			会計室長 佐々木 利仁	
会計区分	年金特別会計業務勘定								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	日本年金機構法第44条			関係する計画、 通知等	日本年金機構中期計画(第2期)				
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	日本年金機構は、国民の年金給付に結びつく重要な文書を大量に保有しており、これらの文書を適切に保管する必要があるため、倉庫の賃貸借又は文書保管の委託をしている。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	日本年金機構が保有する年金関係文書等について、機構の執務室及び機構が所有する倉庫の収納可能量を超える文書を倉庫の賃貸借契約又は文書保管委託契約を締結し、その保管を行うもの。								
実施方法	交付								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の状 況	当初予算	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	1,199	1,055	1,167	1,168	0		
	執行額	1,199	1,055	1,167					
	執行率 (%)	100%	100%	100%					
	当初予算+補正予算に対す る執行額の割合 (%)	100%	100%	100%					
	平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由				
日本年金機構事業運営費 交付金		866							
日本年金機構運営費交付 金		302							
計		1,168	0						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 31 年度
	倉庫賃貸借契約と文書保 管委託契約の比較及び倉 庫の集約化、安価な倉庫 への文書の移管により1箱 当たり単価を平成31年度ま でに平成28年度比で10% 削減する	成果実績	1箱あたり単価	円	-	-	930	-	-
		目標値			-	-	-	-	平成28年度比で10%削減
		達成度			%	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	日本年金機構における実績データ								

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
	活動実績	当初見込み							
	倉庫賃貸借契約と文書保管委託契約の比較検討を行い安価な契約をした件数		件	-	-	13	-		
				-	-	-	18	8	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
	支出額 / 保管箱数						円	-	-
			計算式	/	-	-	1,023百万円 / 約110万箱	-	
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること							
		施策	IX-1-1 国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること						
	測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標	目標年度
								-	-
				実績値	-	-	-	-	-
				目標値	-	-	-	-	-
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
				-	-				
			-	施策の進捗状況(実績)					
			-	-					
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
-									
経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	改革項目	分野:	-						
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度
					-			-	-
				成果実績	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度
					-			-	-
				成果実績	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-		
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									
-									

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	国民の年金給付に結びつく年金関係文書を、適切に保管することは、国民年金制度及び厚生年金保険制度の適正な運営や国民の信頼の確保を図るうえで必要な事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は、国民年金制度及び厚生年金保険制度の運営責任を持つ国において行うべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	年金関係文書を適切に保管することは、適正な制度運営のために重要である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	文書保管業務委託 ・新規に調達を行う場合は、一般競争入札により業者を選定。結果として一者応札となった事例がある。 ・契約期間が満了し、引き続き文書保管業務を委託する必要がある場合は、複数業者の見積もりを取る等により、移転の費用も考慮しつつコスト比較を行っており、その結果、従前の業者と随意契約を行っている。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	倉庫賃貸借 ・新規に倉庫を賃借する場合は、費用等について候補物件の比較検討を行った上で、随意契約を行っている。 ・契約期間が満了し、引き続き賃借する必要がある場合は、移転の費用も考慮しつつ他の物件とのコスト比較を行っており、その結果、これまでの実績では従前の業者と随意契約を行っている。
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	国民年金法等に基づき、年金保険料等を当該経費の財源に充てており、負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	△	倉庫賃貸借契約を行う場合と、文書保管委託契約を行う場合の費用等の比較検討がなされていないケースがあった。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	年金関係文書の適切な保管のために必要な経費に限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	△	倉庫賃貸借契約を行う場合と、文書保管委託契約を行う場合の費用等の比較検討がなされていないケースがあった。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	-
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	△	倉庫賃貸借契約を行う場合と、文書保管委託契約を行う場合の費用等の比較検討がなされていないケースがあった。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	倉庫賃貸借契約と文書保管委託契約の比較検討を行い安価な契約をした件数については、見込みに見合ったものとなっている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	国民の年金給付に結びつく年金関係文書を適切に保管することは、国民年金制度及び厚生年金制度の適正な運営や国民の信頼の確保を図るうえで必要であり、適切に実施している。しかしながら、保管にあたっては、倉庫賃貸借契約を行う場合と、文書保管委託契約を行う場合の費用等の比較及び集約化の可能性の検討がなされていないケースがあった。	
	改善の方向性	倉庫賃貸借契約を行う場合と、文書保管委託契約をした場合の費用等の比較検討を行った上で、経済的な契約を締結するとともに、県域を越えた倉庫の集約化や契約単価が安価な倉庫への文書の移管を進めること等により、更なる経費削減を図り適正な概算要求に努める。	
外部有識者の所見			
行政事業レビュー推進チームの所見			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
備考			
<p>○会計検査院 平成27年度決算検査報告 <概要> 倉庫賃貸借契約の締結に当たり、文書保管委託契約を締結する場合における費用等との比較検討を行った上で調達方法を決定することを周知徹底し、経済的な契約を締結するよう改善を求めた。 <対応状況> 機構は、平成28年8月に、倉庫賃貸借契約の締結に当たっては文書保管委託契約を締結する場合における費用等との比較検討を行った上で調達方法を決定することなどを定めた、経済的な契約を締結するための基準を策定した。そして、関係各部署に対して指示文書を発して、今後締結予定の契約については上記の基準を適用して適切に対応するよう周知徹底する処置を講じた。</p> <p>○文書の保存期間等に関するルールについては、社会保障審議会年金事業管理部会において議論されている。</p>			

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	880,881	平成23年度	775,776	平成24年度	683,684
平成25年度	804,805	平成26年度	804,806	平成27年度	818,819
平成28年度	783,784				

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

(平成28年度実績見込み)

厚生労働省
1,167百万円

〔 日本年金機構法に基づき、日本年金機構事業運営費交付金として交付 〕



A. 日本年金機構 1,167百万円

〔 随意契約(その他) 〕

B. 民間企業
【51社】※契約者数
643百万円

〔 倉庫賃貸借 〕

〔 一般競争入契約(最低価格)他 〕

C. 民間企業【12社】
380百万円

〔 文書保管外部委託 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.			B.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
補助金の類	年金関係文書等保管事業	1,167	賃貸借料	倉庫の借り上げ	567
			搬送料	文書の運搬費用・入出庫料	75
計		1,167	計		643
C.			D.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
外部委託料	文書の保管	380			
計		380	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	日本年金機構	4011305001653	年金関係文書等保管事業	1,167	-	-	-	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	東京ロジファクトリー(株)	6012801008900	南関東ブロック本部・共同倉庫(定期賃貸借)	185	随意契約	-	-	-
2	ストレージサービス(株)	7120001117279	近畿ブロック共同倉庫(賃貸借)	125	随意契約	-	-	-
3	太成倉庫(株)	3011801009341	各県共同倉庫・佐野、熊谷、聖籠、岡谷倉庫(定期賃貸借)	61	随意契約	-	-	-
4	トライネット・ロジスティクス(株)	8010001142188	福岡県・共同倉庫(定期賃貸借)	37	随意契約	-	-	-
5	㈱福山倉庫	2430001014375	北海道ブロック共同倉庫(定期賃貸借)	36	随意契約	-	-	-
6	名鉄ゴールデン航空(株)	5010601040926	文書保存箱の拠点間搬送委託業務	27	一般競争契約(最低価格)	1	86.3%	-
7	新生倉庫運輸(株)	8240001004605	広島共同倉庫(定期賃貸借)	16	随意契約	-	-	-
8	三菱地所(株)	2010001008774	宮城県・宮城事務センター倉庫(定期賃貸借)	16	随意契約	-	-	-
9	富士倉庫(株)	5180001076397	愛知共同倉庫(定期賃貸借)	15	随意契約	-	-	-
10	㈱シューライン	6290001038328	九州ブロック共同倉庫における文書保管箱の管理等業務	15	一般競争契約(最低価格)	2	87.9%	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	㈱ワンビシアークイブズ	4010401065760	文書等保管業務	129	随意契約(その他)	-	-	-
2	㈱ワンビシアークイブズ	4010401065760	文書等の保管及び管理等に関する業務委託(第2期中期分)	49	随意契約(その他)	-	-	-
3	㈱中央倉庫	4130001018066	書類保管等業務委託	45	一般競争契約(最低価格)	7	62.2%	-
4	㈱ワンビシアークイブズ	4010401065760	文書等の保管及び管理等に関する業務	40	一般競争契約(最低価格)	3	95.6%	-
5	㈱富士ロジテック	5010001174283	文書保管業務(平成26年度・27年度入庫分)	31	随意契約(その他)	-	-	-
6	㈱ワンビシアークイブズ	4010401065760	文書保管業務等委託及び移送業務(九州地域第一部)	24	一般競争契約(最低価格)	3	79.3%	-
7	三菱倉庫(株)東京支店	8010001034947	文書保管業務(東北ブロック管内)	17	一般競争契約(最低価格)	5	28.3%	-
8	㈱ワンビシアークイブズ名古屋支店	4010401065760	文書保管業務(岐阜事務センター外26拠点平成25年度末までに入庫分)	16	随意契約(その他)	-	-	-
9	㈱富士ロジテック静岡	5080001020183	文書保管業務(静岡事務センター外9拠点平成25年度までに入庫分)	9	随意契約(その他)	-	-	-
10	三菱倉庫(株)名古屋	8010001034947	文書保管業務(平成28年度新規入庫分)	9	一般競争契約(最低価格)	3	54%	-

業事管保等書文關係金年

年金関係文書等保管事業について(概要)

機構が保有する文書、保管倉庫の現状

- 外部倉庫等の文書保管量:約110万箱(平成28年8月調査)
- 保有文書については、老齢給付裁定請求書や健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の適用・給付関係書類のほか、会計帳簿などの年金記録等に直接関係しない文書等がある。
- 年金記録問題への対応のため、会計帳簿等を含め、当面、本来の保存期間を超えても廃棄しないこととしており、保有量は恒常的に増大。

① 文書を保存・管理する倉庫の現状(平成28年度)

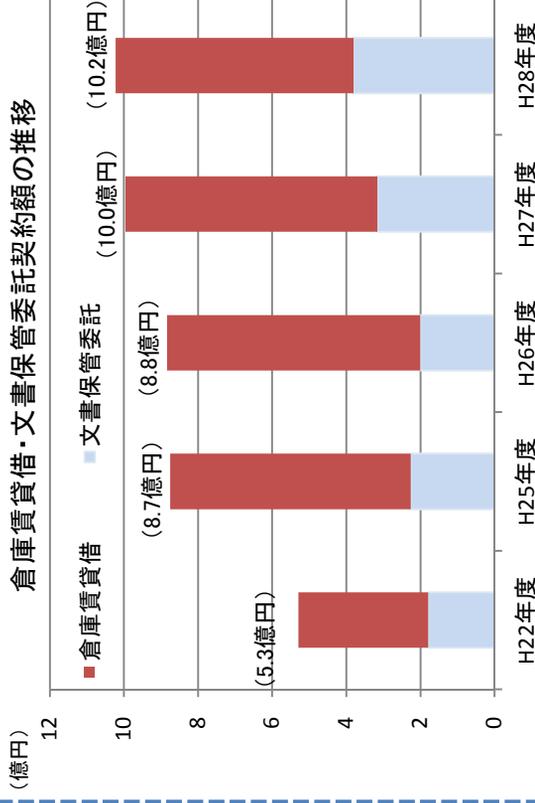
- ・ 倉庫賃貸借数:27件 収納箱数:64万箱
- ・ 契約額:6.4億円 1箱コスト:1,011円

② 文書保管の外部委託の現状(平成28年度)

- ・ 文書保管委託契約数:12件 収納箱数:47万箱
- ・ 契約額:3.8億円 1箱コスト:808円

※ 平成25年度の保管文書の見直し時点と平成28年度の契約額を比較すると3年間で約1.2倍(各年度約0.5億円の増)

(参考データ)
(億円)



厚生労働省としての考え方

(1) 倉庫契約と文書管理委託契約の比較・文書保管の効率化について

- 倉庫賃貸借契約と文書保管委託契約の経費比較を適切に行っているか、その際、賃貸借契約を行う場合には、倉庫の収容率と文書の搬入計画の整合性が取れているか、また、県域を越えた集約化の可能性等について、本年秋季までに検証を行い、その結果を平成30年度以降の契約に反映する。

(2) 年金関係文書の保存ルールの見直しについて

- 平成21年以降、日本年金機構文書管理規程及び同細則により、本来の保存期間を超えても一部の文書を除き、当面、廃棄しないこととされている。
- その後、年金記録の確認については、①オンライン化前の紙台帳記録を画像化した「紙台帳検索システム」などシステム面の整備を行うとともに、②これらのシステムやオンライン記録を活用する『年金記録確認手順』を定め、有効な記録確認手法を確立している。
- よって、本来の保存期間を超えて保有する文書の中で、少なくとも年金額や年金記録に直接関係しない文書については、見直す余地があるものと考える。
- 現在、保存ルールの見直しについて、社会保障審議会年金事業管理部会で本年夏を目的に結論を得るべく検討を開始している。

厚生労働省としての考え方

(3) 届書等の電磁的記録化(画像化)に伴う紙保存期間の見直しについて

- 日本年金機構は、現在システム刷新を進めており、各種届書等について受付時に全て電磁的記録化(画像化)した上で、処理を行うこととしている。
- 画像化された届書等について、当該画像の見読性や完全性等が担保されていれば、当該届書等の紙媒体の保存期間を一定程度短縮することとし、保存が必要な紙媒体の増加抑制を図ることができなにかについて検討している((2)の保存ルールの見直しの検討とあわせて検討)。

(参考)

規制改革推進会議行政手続部会の取りまとめ(平成29年3月29日)等を踏まえ、デジタルファーストの原則に基づき、年金等の社会保険関係の手続について、オンライン申請や電子媒体による申請(電子的申請)を強力に促進していくこととしており、当該取組によって紙媒体による申請の割合が減る(要保管文書が減少)ことが期待される。

＜参考資料＞

(1) 文書保管の現状

(1) 日本年金機構文書管理規程等

○日本年金機構文書管理規程 抄（平成22年規程第12号）

（法人文書の保存期間）

第31条 法人文書は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存するものとする。

- (1) 第1類に属する文書 30年
- (2) 第2類に属する文書 10年
- (3) 第3類に属する文書 5年
- (4) 第4類に属する文書 3年
- (5) 第5類に属する文書 1年
- (6) 第6類に属する文書 事務処理上必要な1年未満の期間

2 前項各号の法人文書の分類は、別表の法人文書保存期間基準の定めるところによる。

3 略

（保存ファイルの廃棄）

第40条 保存期間(中略)を満了した法人文書にファイルについては、(中略)それぞれ廃棄処分に付するものとする。

附 則

（文書の取扱いの特例）

第2条 略

2 第40条及び第41条の規定にかかわらず、細則で定める文書については、当面、当該文書の保存期間を超えても廃棄しないものとする。

○日本年金機構文書管理細則 抄（平成22年細則第5号）

附 則

第2条 規程附則第2条第2項の規定による文書は、別表第3及び別表第3—1に定める文書以外の文書とする。

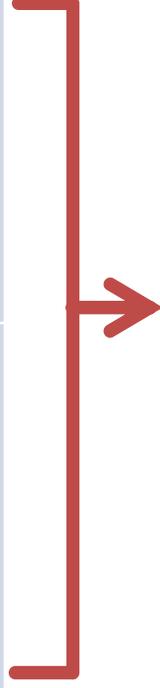
(2) 文書保管の現行ルールのイメージ

現行ルール 保存期間	30年	10年	5年	3年	2年	1年	1年未満
廃棄可能 H25.9整理 細則別表第3、 3-1			<ul style="list-style-type: none"> 徴収済額報告書 年金受給権者死亡届 など 	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金事業統計表 保険料収納状況表 など 	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業取得満了者一覧表 国民年金老齢年金裁定者一覧表 など 	<ul style="list-style-type: none"> 処理件数表 重複付番者一覧表 資格喪失者一覧表 など 	<ul style="list-style-type: none"> 機構不採用者にかかるとる応募書類
廃棄不可	<ul style="list-style-type: none"> 離婚時分割の請求書 船舶所有者名簿 固定資産台帳 車両管理簿 など 	<ul style="list-style-type: none"> 現金出納帳 資産台帳 など 	<ul style="list-style-type: none"> 老齢給付裁定請求書 国民年金保険料還付請求書 出納証拠書類 職員休暇簿 など 	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 現金出納計算書 など 		<ul style="list-style-type: none"> 健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届 年金受給者氏名変更届 会議資料 など 	

※細則...「日本年金機構文書管理細則(細則第5号)」

(3) 文書保管量の見込みについて

25年2月保管文書量調査	28年8月保管文書量調査
749,073箱	1,106,784箱



保管量の増は、年間約10万箱

$$(1,106,784 - 749,073) \div 42\text{月} \times 12 = 102,203$$



保管費用の増は、年間約8千万円

(文書保管委託の平成28年度箱当たりコスト808円)

(4) 経費の推移

文書保管業務委託等経費

(単位:千円)

契約内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
文書保管契約	178,831	225,045	219,532	225,987	200,664	315,919	379,949
賃貸借契約	332,653	561,642	607,335	602,310	613,270	600,713	567,185
運送・警備費	17,469	19,468	23,514	46,639	69,819	79,165	75,491
合計	528,953	806,154	850,381	874,936	883,754	995,797	1,022,625

(2) 日本年金機構法人文書ファイル保管の仕組み

各拠点

1 事務室

現年度文書ファイル
前年度文書ファイル
継続的に利用する文書ファイル



年度末に移動

2 内部倉庫

前々年度以前の文書ファイル



内部倉庫の收容可能量を超過



3 外部倉庫等

- ・倉庫貸借契約
- ・文書保管委託契約

外部倉庫(文書保管業務委託・賃貸借)借上げ基準(抜粋) H28. 8

外部倉庫を調達する場合の基本的な考え方

- (1) 外部倉庫は、1拠点ごとではなく、県単位や地域部単位等、スケールメリットを活かせる複数拠点の共同倉庫として調達する。
- (2) 新規に外部倉庫を調達する場合は、経済性及び利便性の観点から、原則、文書保管業務委託契約によるものとする。
- (3) 既に賃貸借契約による外部倉庫を借り上げている場合は、契約更新の機会を捉え、文書保管業務委託契約の場合との費用比較(既存の外部倉庫からの保管文書の移転及び原状回復工事の費用を含む3年間総経費。)を先行し、より経済的な契約方法を選択する。
- (4) 調達にあたっては、原則、一般競争入札(最低価格落札方式)とする。ただし、倉庫貸借により調達するとして場合には、公募等によることを可とし、契約相手方の選定の透明性・公平性を確保するほか、最も有利な条件の契約とする等、競争性のある調達とする。

(3) 倉庫賃貸借契約の効率化の取組

倉庫賃貸借の効率化

(1) これまでの取組

- 28年8月、「外部倉庫借上げ基準」の策定及び日本年金機構内関係各部署に周知。
- 賃貸借契約を締結している27倉庫のうち、平成29年3月末で契約が満了する20倉庫について、28年度に他の倉庫への集約の可能性及び文書保管委託契約とのコスト比較を実施。

＜結果＞

- ① 29年3月末で倉庫賃貸借契約を解消 4倉庫 (集約1倉庫、文書保管委託3倉庫)
 - ② 29年7月末で " 2倉庫 (文書保管委託へ)
 - ③ 29年9月末で " 3倉庫 (文書保管委託へ)
 - ④ 30年3月末まで " 4倉庫 (文書保管委託へ)
 - ⑤ 30年度に改めてコスト比較を実施 7倉庫
- 計 20倉庫

(2) 29年度の取組

- 新たに30年3月末で契約が満了する6倉庫、30年度に改めて比較を実施することとした7倉庫及び文書保管委託5契約について、平成29年9月末までに他の倉庫への集約の可能性やコスト比較を実施し、30年度より、より経済的な文書保管を行う。

(参考) 外部倉庫契約の状況(H28年度時点)

契約満了日	契約数	賃貸借契約	文書保管委託契約
H29.3.31		20	4
H30.3.31		6	1
H31.3.31		1	7
計		27	12

(4)ー1 文書を保存・管理する倉庫の現状(平成28年度)

項番	倉庫名称	契約満了日	面積 (㎡)	収納可能 箱数	収納箱数 (28年9月時点)	28年度 支出額(円)	備考
1	北海道ブロック共同倉庫	310331	2,138	47,820	40,346	35,688,522	
2	宮城県・宮城事務センター倉庫	300331	528	7,754	4,660	15,812,496	
3	宮城県・宮城事務センター倉庫	290331	195	2,870	392	5,342,112	29/3解約(文書保管委託へ)
4	茨城事務センター・倉庫(水戸)	290331	83	700	594	1,564,200	29/9まで更新(文書保管委託へ)
5	各県共同倉庫・聖龍倉庫	300331	660	11,500	7,490	9,460,800	
6	各県共同倉庫・岡谷倉庫	300331	1,353	7,550	6,950	10,627,200	
7	各県共同倉庫・熊谷倉庫	300331	1,452	31,650	24,050	23,779,008	
8	各県共同倉庫・佐野倉庫	300331	1,122	24,600	22,310	17,493,408	
9	宇都宮共同倉庫(平出倉庫)	290331	623	11,600	11,040	5,627,664	30/3まで更新(コスト比較)
10	埼玉共同倉庫	290331	1,090	16,025	3,087	3,018,659	30/3まで更新(コスト比較)
11	土浦年金事務所倉庫(つくば)	290331	78	1,680	369	2,587,848	29/3解約(他の倉庫へ)
12	千葉県・新共同倉庫	290331	289	1,660	1,660	5,659,980	29/9まで更新(文書保管委託へ)
13	南関東ブロック本部・共同倉庫	290331	10,882	202,080	184,834	185,041,200	30/3まで更新(文書保管委託へ)
14	四日市共同倉庫	290331	654	7,145	5,467	5,184,000	30/3まで更新(文書保管委託へ)
15	愛知共同倉庫	290331	1,565	12,000	12,000	12,960,000	30/3まで更新(文書保管委託へ)
16	富山共同倉庫	290331	727	5,753	5,423	7,961,520	29/3解約(文書保管委託へ)
17	近畿ブロック共同倉庫	300331	1,734	159,000	158,928	124,668,720	
18	広島共同倉庫	290331	620	9,000	8,427	16,081,284	29/9まで更新(文書保管委託へ)
19	岡山広域共同倉庫	290331	546	20,000	18,676	10,614,240	30/3まで更新(文書保管委託へ)
20	岡山共同倉庫	290331	886	8,015	8,317	14,515,200	29/7まで更新(文書保管委託へ)
21	山口共同倉庫	290331	256	4,080	2,624	4,973,724	29/7まで更新(文書保管委託へ)
22	愛媛県・倉庫	290331	363	5,339	3,200	2,812,320	30/3まで更新(コスト比較)
23	高知県・倉庫	290331	192	2,815	4,500	3,058,560	30/3まで更新(コスト比較)
24	徳島県・倉庫	290331	150	2,197	1,000	1,944,000	30/3まで更新(コスト比較)
25	徳島県・倉庫(増床分)	290331	122	1,790	800	1,080,000	30/3まで更新(コスト比較)
26	香川県・倉庫	290331	674	9,907	5,150	2,821,392	30/3まで更新(コスト比較)
27	福岡共同倉庫	290331	2736	63,816	93,290	36,806,918	29/3解約(文書保管委託へ)
合計							567,184,975
				678,346	635,584		
				31,718			

(4)ー2 文書保管の外部委託の現状(平成28年度)

項番	保管業者名称	契約満了日	収納箱数 (28年9月時点)	28年度 支出額(円)	備考
1	三菱倉庫株	310331	60,468	16,560,641	
2	株式会社ロジテック静岡	290331	12,083	9,410,382	30/3まで更新
3	株式会社アジアーカイブス名古屋支店	290331	16,197	16,175,691	30/3まで更新
4	株式会社ロジテック	290331	27,750	31,247,208	30/3まで更新
5	三菱倉庫株名古屋支店	290331	9,952	8,596,196	30/3まで更新
6	株式会社中央倉庫	300331	33,584	44,869,348	
7	株式会社アジアーカイブス九州支店	310331	8,822	24,190,027	
8	株式会社アジアーカイブス	310331	296,555	223,717,199	4契約をまとめて表記
9	社会福祉法人かしの木会	310331	4,681	5,182,500	
合計			470,092	379,949,192	

(5)-1 紙台帳検索システムについて

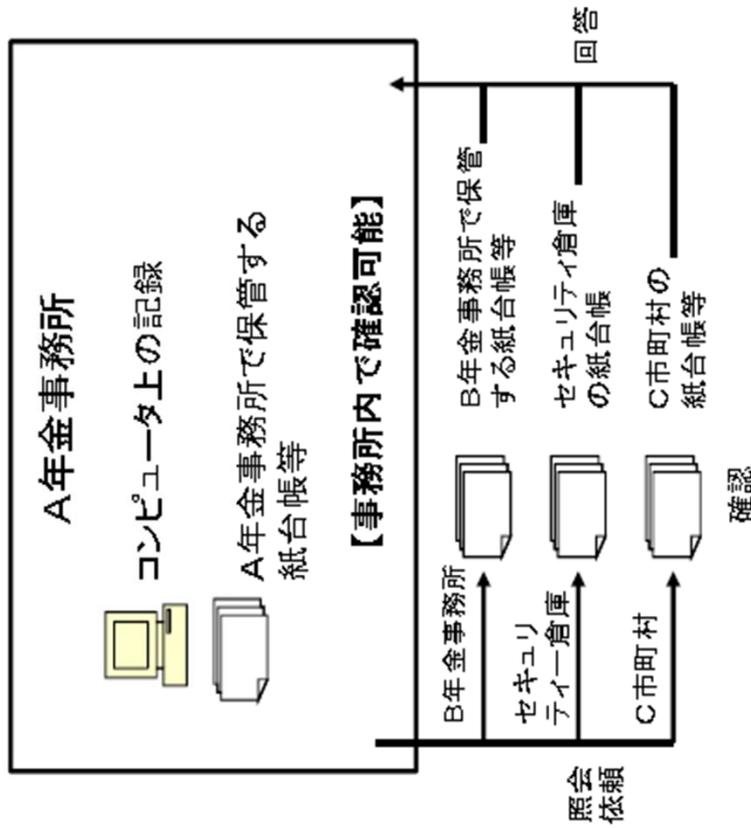
○ 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せのために構築した「紙台帳検索システム」により、全国の年金事務所では全国の厚生年金、国民年金の紙台帳等の検索・閲覧が可能となった。

従来

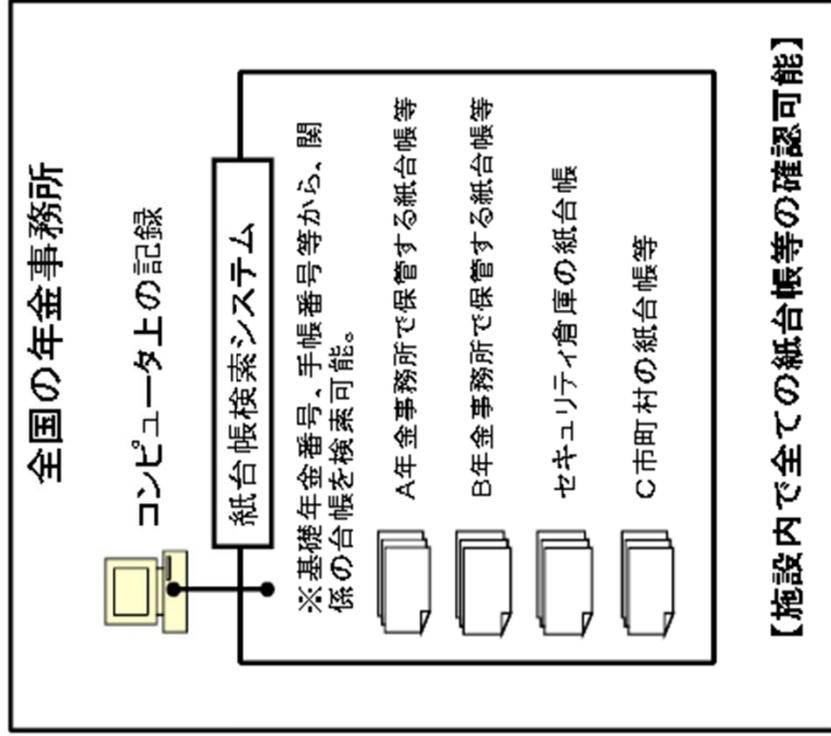
- ・ 紙台帳等は各年金事務所等で保管
- ・ 他の事務所等が保管している紙台帳等を確認するためには、他の事務所等へ依頼し確認する作業が必要

現在（紙台帳検索システム稼働後）

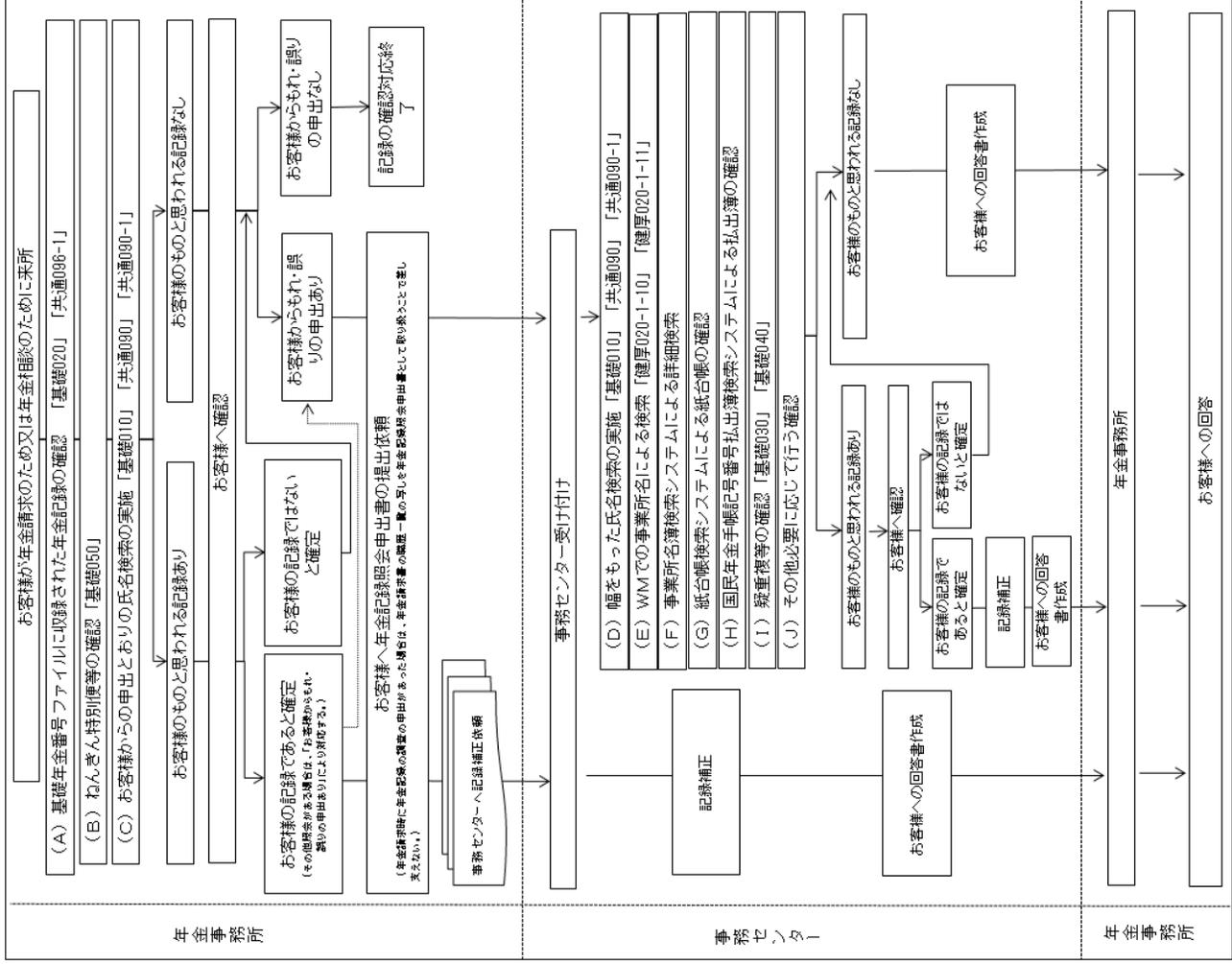
- ・ 紙台帳検索システムにより、端末（WM）から全ての紙台帳の検索・閲覧が可能に



【保管する事務所等へ依頼して確認が必要】



(5)-2 年金記録確認手順



平成27年度決算検査報告及び改善状況

(1) 検査結果の概要

- 機構本部及び9ブロック本部のうち7ブロック本部において、倉庫賃貸借契約の締結に当たり、文書保管委託契約を締結する場合における費用等との比較検討を行っていないかった。
- このうち、4ブロック本部が締結していた倉庫賃貸借契約計32件(26・27両年度の賃借料支払額計2億1,270万
余円)については、全国的に文書保管業務を委託している業者の一箱当たりの保管料等に基づき文書保管委託契
約を締結した場合の保管費用等と比較すると賃借料を節減(26・27両年度で5,529万円)できた試算。

(2) 指摘内容

- 日本年金機構が保有する年金関係文書等を保管するために倉庫賃貸借契約を締結するに当たっては、文書保
管委託契約を締結する場合における費用等との比較検討を行った上で調達方法を決定することを周知徹底し、経
済的な契約を締結するよう改善させたもの(指摘事項区分:改善処置済事項)。

(3) 改善状況

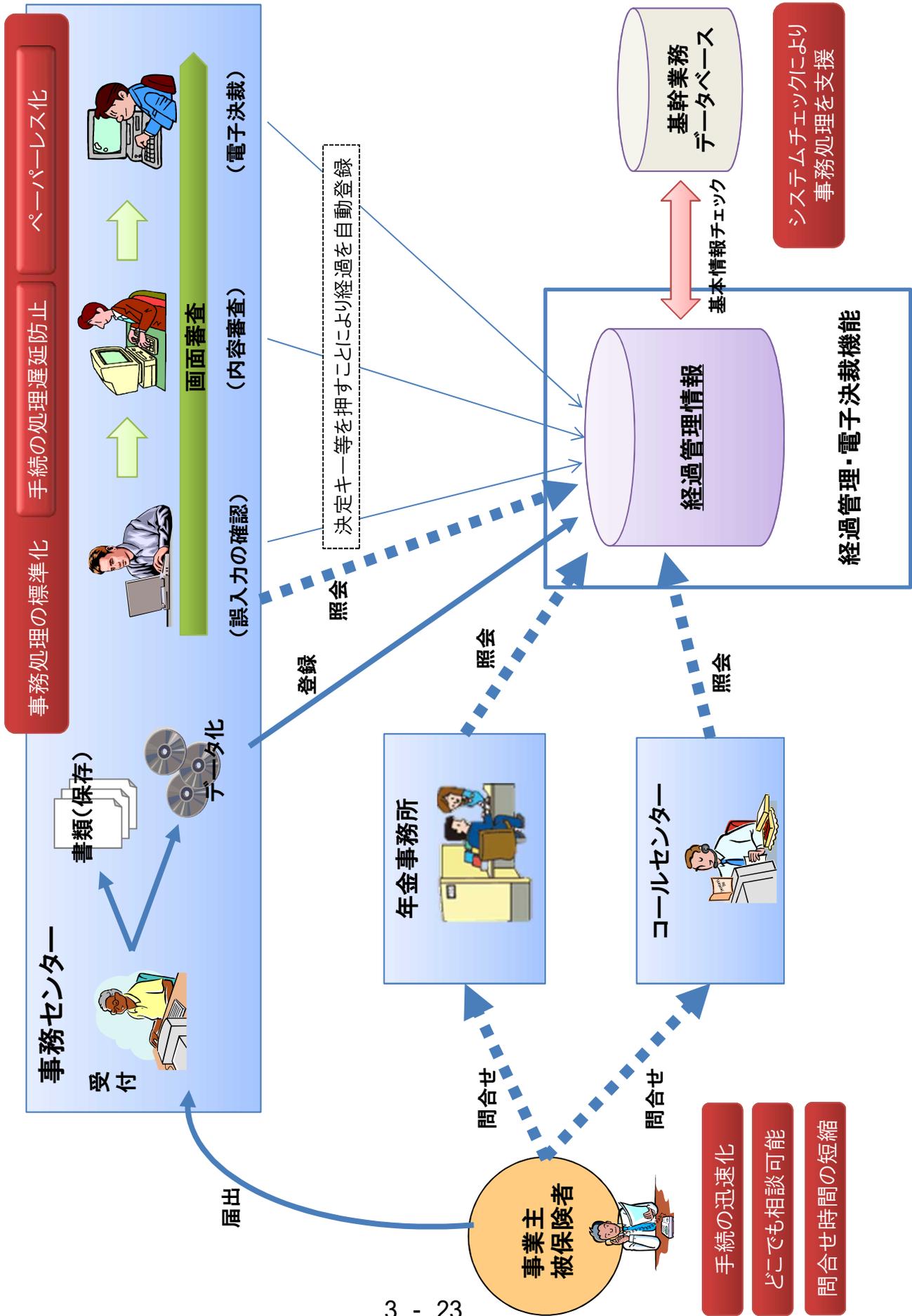
- 機構において、平成28年8月に、倉庫賃貸借契約の締結に当たっては文書保管委託契約を締結する場合にお
ける費用等との比較検討を行った上で調達方法を決定することを定めた、経済的な契約を締結するための基準を
策定し、機構内関係各部署に周知徹底。

(7) 日本年金機構の文書保管にかかる経緯

○ 文書保管にかかる経緯

年月	内容
平成21年4月	旧社会保険庁においては、平成21年4月10日付の事務連絡により、年金記録問題等を考慮し、「年金記録問題に係る文書」については、当面の間、廃棄しないこととした。
平成21年10月	平成21年10月13日付の事務連絡により、年金記録問題に関係しない資料であっても廃棄するときは必ず大臣の許可を得ることとなった。
平成21年12月	平成21年12月1日付の事務連絡により、一部の文書の廃棄が可能となった。(ポスター・パンフレット類、参考図書、旧様式の帳票等) <日本年金機構文書管理細則 別表3>
平成25年4月	平成25年4月24日開催の「年金記録問題に関する特別委員会」において、年金額や年金記録に直接関係しない文書については、「当面、直ちに整理するもの」として大臣の許可を得て廃棄可能とする文書に追加することについて了解された。
平成25年9月	①機構の採用試験において不採用となった者にかかる応募書類、②オンラインから出力した情報が印字された帳票、③年金額や年金記録に関係しない届書、について廃棄可能とする文書に追加する旨、大臣の許可が得られた。 <日本年金機構文書管理細則 別表3-1>

(8) システム刷新(事務処理等のイメージ)



(9)システム刷新に伴う届書の電子画像化について

稼働時期	届書名	
平成29年1月	適用関係	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者報酬月額算定基礎届(厚生年金) ・被保険者報酬月額変更届(厚生年金) ・被保険者賞与支払届(厚生年金) 等 5届書 ※番号改正法施行に伴う日本年金機構の個人番号利用延期を踏まえ、個人番号を利用しない届書に限定。
平成30年3月(予定)	適用関係・ 徴収関係	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格取得届(厚生年金) ・被保険者資格喪失届(厚生年金) ・国民年金3号被保険者関係届 ・保険料口座振替(納付)申出書 等 約360届書(処理票)
平成33年1月から 段階的稼働(予定)	徴収関係・ 年金給付関係	<ul style="list-style-type: none"> ・年金請求書 ・年金証書、改定通知書、振込通知書再交付申請書 ・滞納処分票 等 約1600届書(処理票) ※段階的に電子画像化予定

※ 各府省は、平成29年6月末までに基本計画を策定

方向性	具体的措置
<p>ウ. 社会保険関連手続の見直し①(オンライン申請利用率の大幅な改善)</p> <p>企業が反復的・継続的に利用する社会保険・労働保険関係の手続において、オンライン申請の利用率は9.6%(平成27年度)にとどまっている。この原因としては、もともと紙手続の場合に手数料負担を求めているためオンライン申請のコスト面でのメリットが少ないと感じられていること、オンライン申請の認知度が低いこと、健康保険組合については独自のシステムや申請方法が構築されていること、ユーザビリティに問題があることなどが考えられるところ、デジタルファーストの原則に立ってオンライン申請利用率の大幅な改善を図る必要がある。</p>	<p>a 従業員の社会保険・労働保険に係る諸手続における事業者の負担軽減のため、デジタルファースト原則に基づき、一定規模以上の事業所が日本年金機構に提出する算定基礎届等の電子的申請の義務化を始め、オンライン申請の利用率(平成27年度9.6%)の大幅な向上に向けて、平成32年度までに電子化を徹底するための工程表を策定し、実施する。</p> <p>b 社会保険・労働保険関連手続が電子申請可能であることについて、企業への直接訪問やHP等を通じて周知広報を促進し、全ての年金事務所・ハローワーク等の申請窓口にリーフレットを設置するとともに、利用促進用の申請端末の重点的な設置や事業主向け説明会における電子申請のデモンストラーションを最大限実施し、窓口の職員から電子申請の利用を促すようデジタルファーストを徹底し、組織を挙げた利用勧奨を行う。</p> <p>c 社会保険・労働保険関連機関における業務フローを可視化、電子申請の利用を前提とした最適化を行い、処理時間を短縮する方策について検討し、結論を得た上で、標準処理時間を設定する。</p>
<p>エ. 社会保険関連手続の見直し②(オンライン申請の活用による手続の見直し)</p> <p>社会保険・労働保険関係の手続について、申請先機関が制度ごとに分かれており同一又は類似した事項を各機関に別々に申請しなければならぬこと等が、事業者にとって多大な負担となっている。かかる負担を削減するためには、手続・申請事項の削減・統合などを行った上で、オンライン申請の活用によるワンストップ化・ワンスオンリー化を軸とした手続の見直しを図る必要がある。</p>	<p>a 従業員の入退社などに際し、厚生年金保険・健康保険・労働保険それぞれが法律に基づきそれぞれの様式でそれぞれの窓口への届出を求めている状況を改め、「同じ情報は一度だけしか求めない」ようにするための方策を検討し結論を得て、実施する。</p> <p>b 外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアについて、年数回程度であったソフトウェアベンダーとの協議について、開催頻度を上げて実施するとともに、受け付けた意見を踏まえて対応した結果を公表する。かかる意見を踏まえ、外部連携APIによる申請を普及促進し、ユーザビリティを向上させるための施策を実施する。</p> <p>c 企業が従業員を代理し又は同意を得ていることを証するために付している従業員本人の押印・署名を省略することについて検討し、結論を得た上で措置する。</p> <p>d 健康保険組合における事業者の申請手続の事務処理の把握を行い、申請元事業者の利便性を改善する方策について検討し、結論を得る。</p>

論点等説明シート

事業名	年金関係文書等保管事業					
予算の状況 (単位:百万円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
	予算額(補正後)	1,199	1,055	1,167	1,168	
	執行額	1,199	1,055	1,167		
	執行率	100%	100%	100%		

事業についての論点等

(事業の概要)

日本年金機構が保有する年金関係文書等について、機構の執務室及び機構が所有する倉庫の収納可能量を超える文書を倉庫の賃貸借契約又は文書保管委託契約を締結し、その保管を行うもの。

[実施主体]日本年金機構

[実施方法]日本年金機構運営費交付金(年金特別会計業務勘定)
日本年金機構事業運営費交付金(年金特別会計業務勘定)

(論点)

①倉庫賃貸借契約と文書保管委託契約の経費比較を適切に行っているか、全国的に点検すべきではないか。その際、賃貸借契約を行う場合には、倉庫の収容率と文書の搬入計画の整合性が取れているか、検証をするべきではないか。

[参考1]

会計検査院より平成27年度決算検査報告において、倉庫賃貸借契約の締結に当たり、文書保管委託契約を締結する場合における費用等との比較検討を行った上で調達方法を決定することを周知徹底し、経済的な契約を締結するよう改善をするべきとの指摘を受けた。

[参考2]

対象事業所・・・本部1カ所、事務センター29カ所、年金事務所312カ所

契約金額(平成28年度)・・・1,023百万円

契約件数・・・39件

年金関係文書・・・老齢給付裁定請求書や健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の適用・給付関係書類等

※恒常的に新たに受給資格を満たした方からの裁定請求や被保険者の加入・喪失等の届出などがあり、保有量は増大する

②長期保存している文書のうち閲覧頻度が低い文書(一定期間を経過した老齢給付裁定請求書等)については、年金事務所等の近隣にある必要がなく、県域を越えた集約化や、契約単価が安価(不便な場所など)な倉庫に保管するなど、経費の圧縮が図れないか。

③保存文書を電子画像化することにより、閲覧頻度の高い文書を即時に閲覧可能(資格取得届等による記録確認など)とすることで、業務の効率化を図るとともに、原本の保存場所を安価な倉庫にするなど経費の圧縮を図る。